

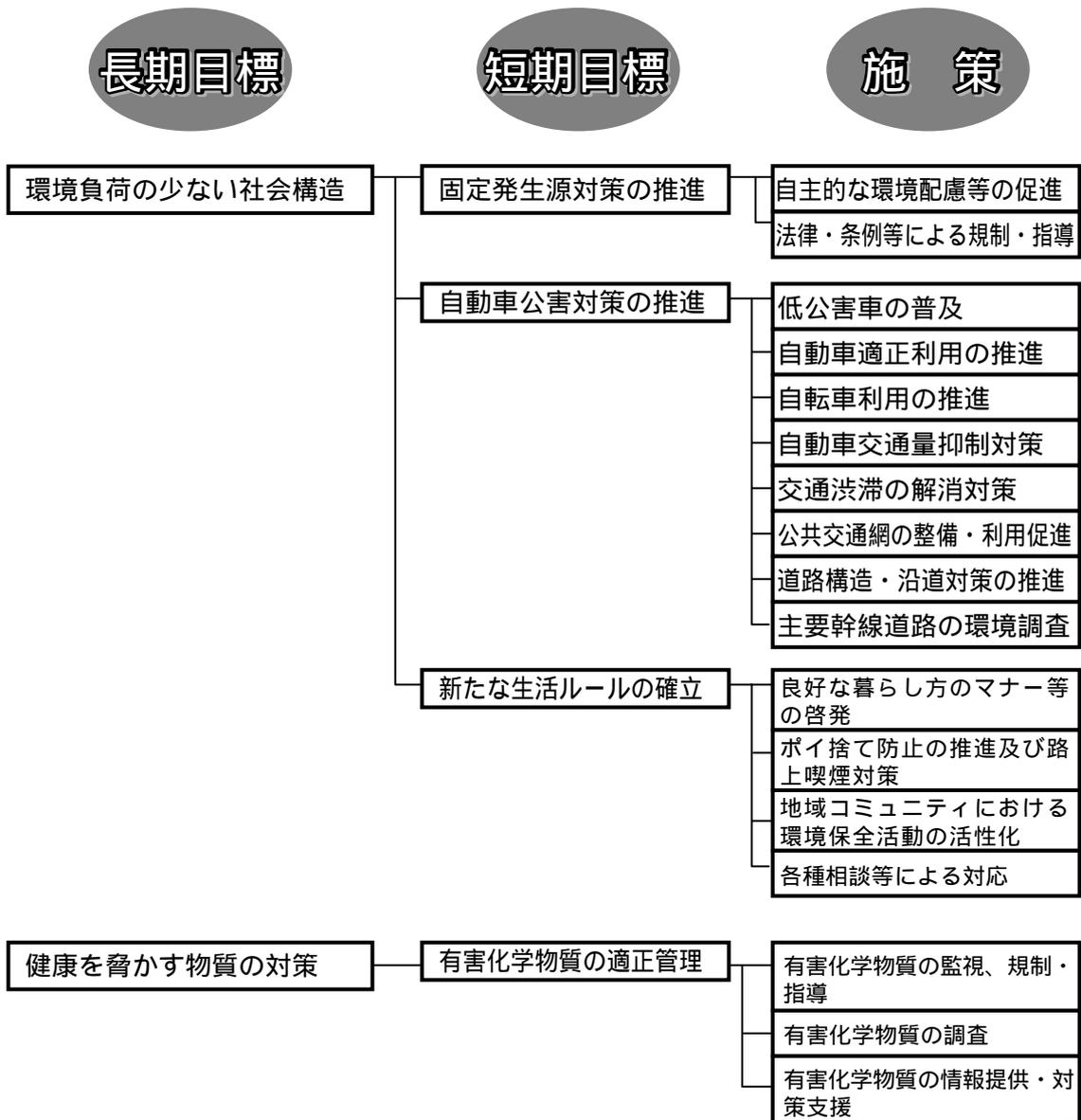
第3章

現状と課題・
具体的な取組

1. 健康と安全の確保

～空気のきれいなまち～

1 - 1 取組の体系



のついた施策は重点取組です。

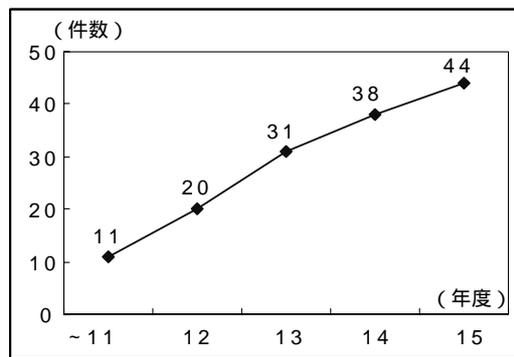
1 - 2 環境指標

環境指標	現況値 (平成15年度現在)	目標 (平成20年度)
環境マネジメントシステム構築事業所数 (ISO14001、板橋エコアクション[事業所版]含む)	44事業所	400事業所
二酸化窒素の環境基準達成率 ((都)大和 測定室を除く)	56% (5箇所達成/9箇所)	100%
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 ((都)大和 測定室を除く)	0% (0箇所達成/8箇所)	100%
大気中ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%
大和町交差点の環境基準(二酸化窒素 及び浮遊粒子状物質)超過日数*	NO ₂ 84日	NO ₂ 70日以下
	SPM 12日	SPM 7日以下

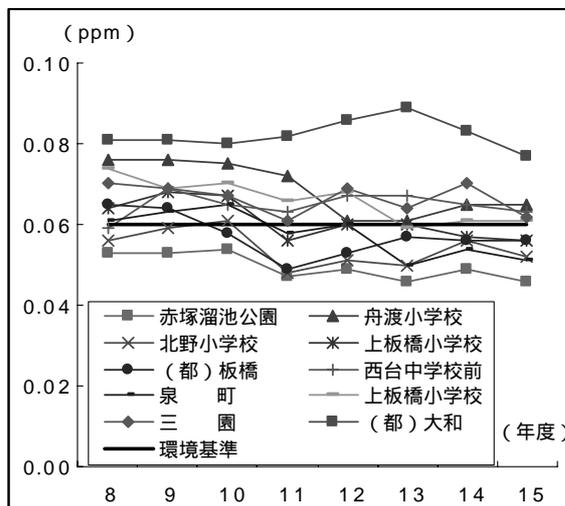
* (都)大和測定室における日平均値が環境基準を超過した日数
二酸化窒素：NO₂、浮遊粒子状物質：SPM

環境指標に関する基礎データ

板橋区内ISO14001認証取得事業所

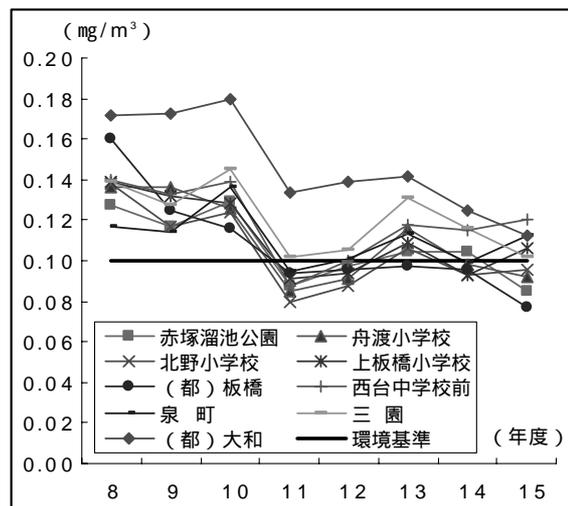


二酸化窒素 (98%値) の経年変化



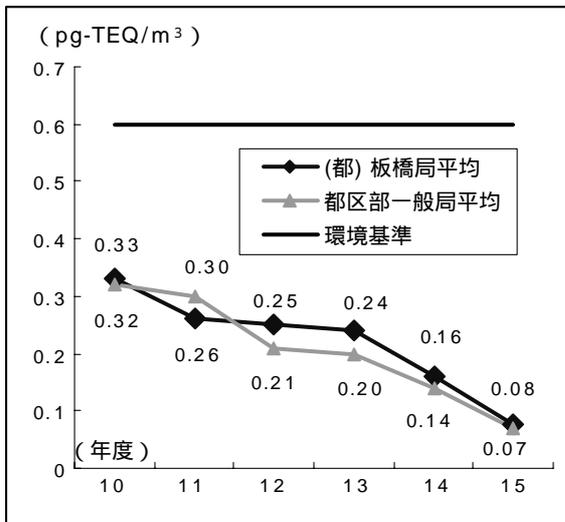
二酸化窒素の環境基準：0.06ppm

浮遊粒子状物質 (2%除外値) の経年変化



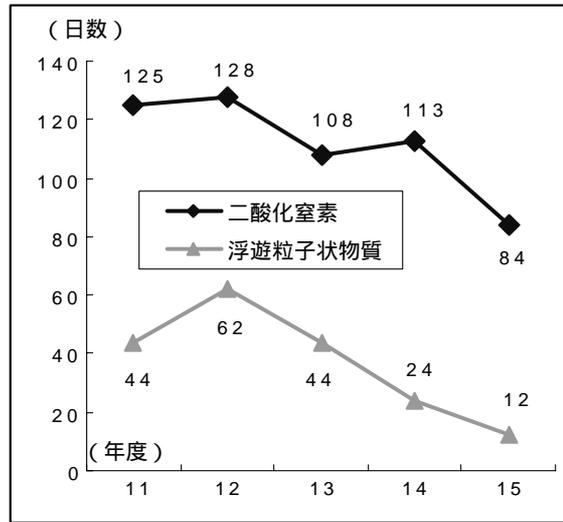
浮遊粒子状物質の環境基準：0.10mg/m³
ただし浮遊粒子状物質については、環境基準を超える日が2日以上連続すると環境基準に適合しない。

大気中ダイオキシン類濃度の経年変化



ダイオキシンの大気環境基準：0.6pg-TEQ/m³

大和町交差点の環境基準超過日数



二酸化窒素の環境基準：0.06ppm
浮遊粒子状物質の環境基準：0.10mg/m³

1 - 3 長期目標及び短期目標の体系

長期目標「環境負荷の少ない社会構造」

典型七公害*を継続的に改善するとともに、自動車公害や生活公害などの都市型公害に関しては社会経済システムから改善することを目指します。

- ➡ 短期目標「固定発生源対策*の推進」(P. 36～39)
- ➡ 短期目標「自動車公害対策の推進」(P. 40～45)
- ➡ 短期目標「新たな生活ルールの確立」(P. 46～47)

長期目標「健康を脅かす物質の対策」

ダイオキシン*などの有害化学物質については潜在的なリスクを軽減するため、監視、規制・指導をさらに進めます。

- ➡ 短期目標「有害化学物質の適正管理」(P. 48～49)

長期目標「環境負荷の少ない社会構造」

典型七公害*を継続的に改善するとともに、自動車公害や生活公害などの都市型公害に関しては社会経済システムから改善することを目指します。

短期目標「固定発生源*対策の推進」

公害の主な固定発生源*であった区内の事業所からの大気汚染や騒音・振動は、規制が進んだことにより、以前に比べて少なくなりました。しかし、公害を完全になくすために今後も継続して事業者とともに大気汚染物質の排出抑制や、騒音・悪臭などの発生抑制に取り組みます。

これまでの取組 p36、 現状 p37、 課題 p37、 主体別の取組 p38

これまでの取組

・法律・条例等による規制・指導

: 公害防止や環境負荷の低減など、環境に関する法律・条例による規制・指導を推進しました。

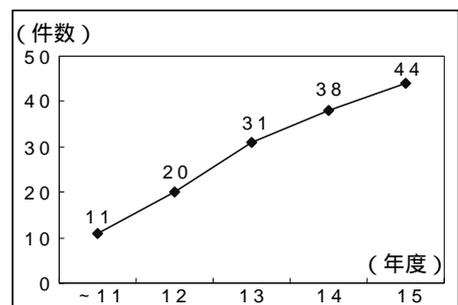
- 東京都環境確保条例(平成12年12月制定 平成13年4月施行 一部同年10月施行)に基づく認可・届出による規制指導(平成15年度:640件指導)
- 工場・指定作業場等の燃料規制(平成15年度:47件分析、違反なし)
- 騒音規制法、振動規制法に基づく届出による特定工場、建設作業の規制指導(平成15年度騒音規制法による届出:273件、振動規制法による届出:169件)
- 悪臭防止法による規制指導(平成15年度:対象工場18件、改善指示1件)
- 適正管理化学物質届出受理・指導(平成15年度:届出受理件数:218件)
- 化学物質管理方法書受理・指導(平成15年度:新規3件、変更14件)
- 都環境確保条例、区大規模建築物等指導要綱による土壌汚染指導(平成15年度報告書受理延べ件数:206件)
- 都環境確保条例、エコポリス板橋クリーン条例による焼却炉使用禁止指導

・工場等の環境調査: 上記の法律・条例等による立入調査・指導が行われています(平成15年度1,262件立入調査、293件改善指示)

・自主的な環境配慮等の促進

: 区内事業所の環境マネジメントシステム構築を支援するため、技術的支援と財政的支援を行っています。技術的支援として、セミナーや講習会の開催、システム構築マニュアルや法律・条例解説集などを発行しています。また、財政的支援としては、認証取得にかかる費用の一部を助成しています(平成11年度~15年度でのISO14001*認証取得事業所数:44事業所、平成15年度7件助成)

ISO14001認証事業所件数グラフ



現状

二酸化窒素の主な発生源は、工場等の固定発生源*と自動車等の移動発生源がありますが、一般環境において環境基準値を達成できていない地点が一か所あります。

工場・指定作業場・建設作業に対する苦情件数は、ほぼ横ばいとなっており、中でも悪臭に関する苦情は、工場・指定作業場等に対するものが大半を占めています。

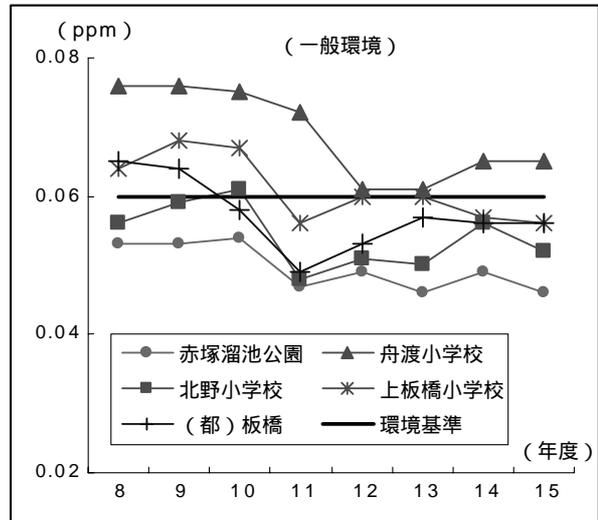
事業者の自主的な環境への取組は徐々に浸透し始め、ISO14001*取得事業所も年々増加しています。

区民アンケート調査によると「まちの静けさ」で「満足」あるいは「やや満足」と回答した割合はほぼ同じでした。今後行政が取り組むべき項目として「工場等の事業者に対する公害対策」をあげている割合(複数回答)が1/3近くありました。

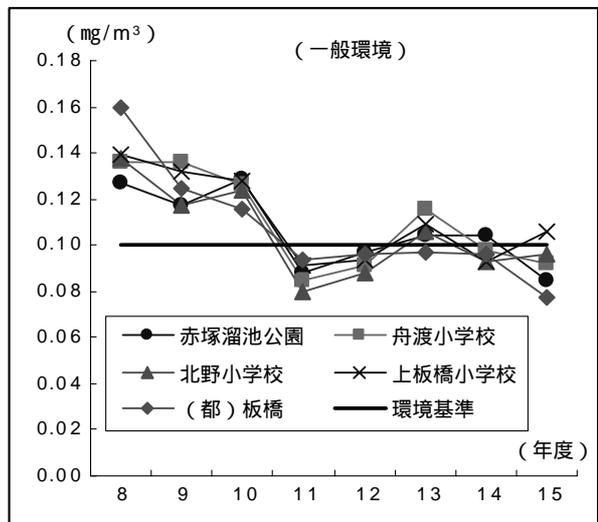
計画策定後、さまざまな法令等の整備が行われています。

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例 旧東京都公害防止条例)- 化学物質の適正管理、土壌汚染対策、小型焼却炉の使用禁止
- ・特定化学物質*の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称PRTR法*)
- ・土壌汚染対策法
- ・エコポリス板橋クリーン条例の改正

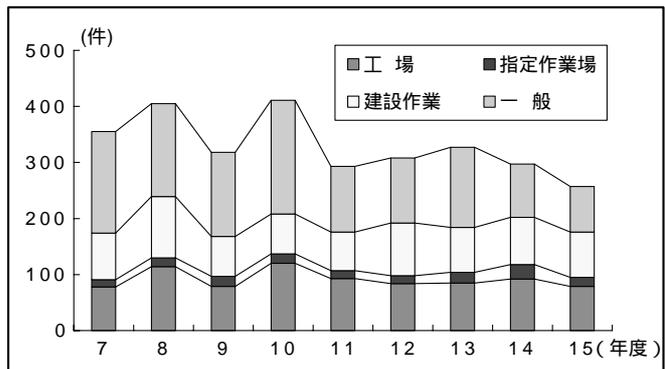
二酸化窒素(98%値)経年変化



浮遊粒子状物質(2%値)経年変化



公害苦情(発生源別)経年変化



課題

引き続き法律・条例等による規制・指導を行うとともに、事業者の自主的な環境保全の取組の推進を図る必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

重点取組

自主的な環境配慮等の促進

規制の強化や事業者の公害対策等により公害が少なくなっていますが、より良い環境の保全と創造のために、事業者が自主的な環境配慮を進めるように環境情報の公開などを進めます。

法律・条例等による規制・指導

公害の主な固定発生源*である区内の事業所に対して、引き続き大気汚染防止法、騒音規制法、東京都環境確保条例などにに基づき規制が行われ、区も必要に応じて指導を行います。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	<p>小型焼却炉については悪臭やダイオキシン類*の発生源となるので、使用しないようにします。</p>
民間団体	<p>工場や事業所の環境リスク情報を住民に分かりやすく説明するリスクアドバイザー*を育てます。 工場や事業所の環境に関する情報を地域の住民等と共有し、相互の意思疎通を図るためにリスクコミュニケーション*の場をつくります。</p>
事業者	<p>ISO14001*の認証取得をはじめ、環境マネジメントシステムの導入を進めます。 環境情報の公開に努めます。 公害関連の法や条例等を遵守します。</p>
区	<p>板橋エコアクション（板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定）事業【事業所版】を推進します。 事業者のISO14001の認証取得を支援します。 環境マネジメントシステムの構築・維持マニュアルを作成・配付します。 環境講演会等を開催します。 環境・公害に関するニュース、リーフレット等を発行します。 環境情報交流会を開催します。 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、東京都環境確保条例などに基づく規制・指導を行います。</p>

*：重点取組に関連

～ 「板橋エコアクション (I E A) 」 登録・認定事業 ～

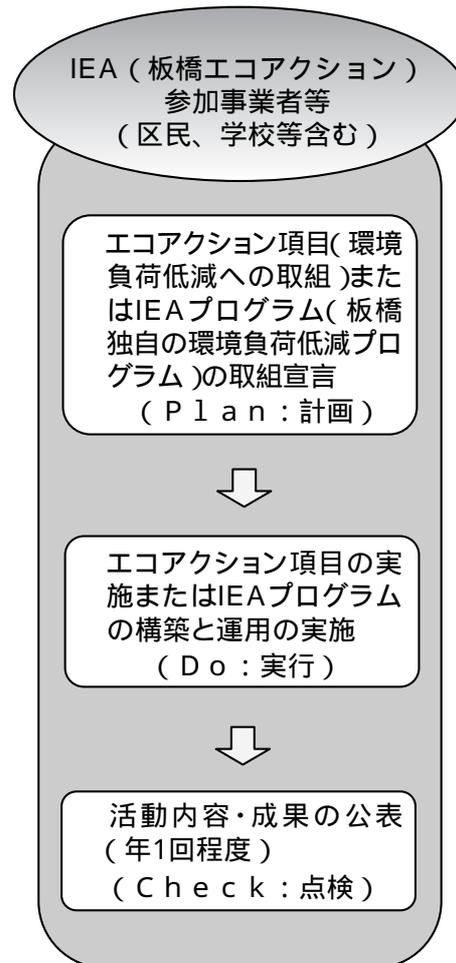
今日、様々な形で深刻化する環境問題、その原因は、あらゆる事業活動や日常生活の積み重ねにあります。中でも地球温暖化対策は急務であり、一層の推進を図る必要があります。「板橋エコアクション」(IEA)は、区民一人ひとりの“点”の環境負荷低減活動から、区内事業者等を含めた区内全域の“面”の活動にし、「環境と共生する都市～エコポリス板橋～」を実現しようとするものです。

板橋区には、約26万世帯あり、約2万2千もの事業所があります。各家庭また幅広い事業者の皆さんが自主的に「板橋エコアクション」〔Plan (計画) Do (実行) Check (点検) Action (見直し)]を行うことによって、確実に環境保全の取組を実践できます。

自主的な環境負荷低減活動に取り組むことが、現在、地球が置かれている様々な環境問題解決の鍵となっています。適切な環境負荷低減活動が、資源・エネルギー使用の合理化につながり、事業者にとっては、発展、信頼、信用を得られ、一般家庭では確実に環境負荷低減につながり、環境にやさしい家庭が築けます。

板橋エコアクションプログラムは、温室効果ガスの削減などの環境負荷低減活動を一般家庭用(家庭版)、個人商店・小中規模事業者用(事業所版)に区別し、分かりやすく実践しやすくした「板橋版」です。

Action :
見直し
継続改善
(ステップ
アップ)



短期目標「自動車公害対策の推進」

首都高速5号線を始め、環七通りや中山道、川越街道など自動車交通量が非常に多い道路があり、二酸化窒素や浮遊粒子状物質*などの大気汚染物質が大量に排出されています。よって今後も国や東京都と連携をとりながら自動車公害対策に取り組めます。

これまでの取組 p 40、 現状 p 41、 課題 p 42、 主体別の取組 p 42

これまでの取組

- ・低公害車の普及：「板橋区低公害車普及促進助成制度」を設け、区民・事業者の低公害車の普及を進めています。平成10年7月に「低公害車レンタル事業」を実施し、レンタカー事業者に支援を行い、ハイブリッド自動車*が9台導入されました。また、平成10年度～12年度に東京都、練馬区、北区、足立区、葛飾区、板橋区で「低公害車普及地域モデル事業」を実施し、電気自動車*6台、ハイブリッド自動車*20台が導入されました。

低公害車助成状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
低公害車普及台数	206	236	260	295	339
低公害車助成台数 (累積台数)	11 (121)	11 (132)	8 (140)	5 (145)	2 (147)

- ・アイドリングストップ*の推進

：運送事業者等にアイドリングストップを指導したり、看板の設置・配付などの啓発、苦情対策を行っています。

- ・自動車適正利用に関する啓発

：自動車利用から自転車利用へ転換を図るため、平成14年度にNPO、大東文化大学、区が共同で西台、東武練馬、浮間舟渡駅間で自転車の広域レンタル社会実験を実施しました。また、区営自転車駐車を毎年整備しており、平成11年度から15年度の間519台分増設しました。また、各種啓発冊子により自動車の適正運転を啓発しています。

区営自転車駐車場整備状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
区営自転車駐車場の整備(台数)	17,341	16,599	16,476	17,321	17,860

- ・自動車交通量抑制対策：冬期に濃度が高まる傾向にある窒素酸化物濃度の上昇を抑えるため、板橋区冬期自動車交通量対策事業として、冬期は週に1度は自動車使用を控えるよう事業者へ協力要請しています。区内3ヶ所にガードマンを置いて違法駐車を取り締まっています。

・公共交通網の整備促進

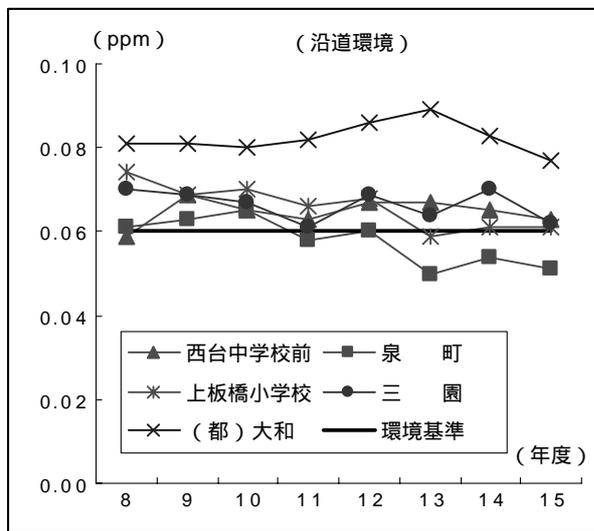
：バスルートの拡充や整備について関係交通機関に働きかけを行い、平成11年度から15年度までに16系統の新設・増便と10系統の廃止・減便がありました。また、東武東上線立体化、エイトライナー*構想についても、まちづくり事業の検討や関係機関への働きかけを行っています。

・道路構造・沿道対策の推進

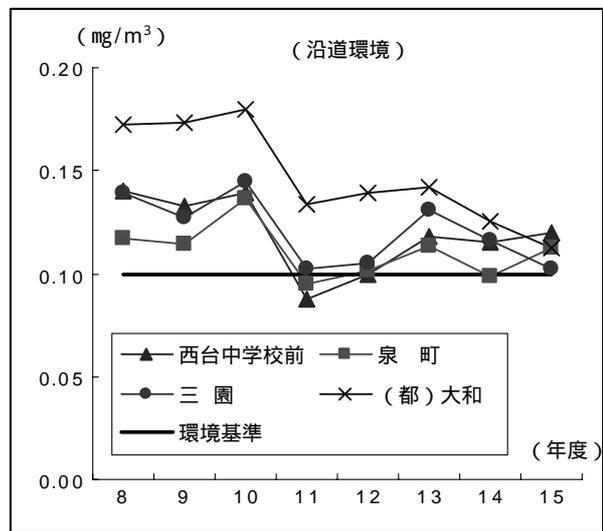
：平成14年度に1,000m²、平成15年度に4,000m²の低騒音舗装を実施しています。また、平成17年3月末には大和町交差点の一角にある銀行跡地をオープンスペース化し、緑地が作られる予定です。

現状

二酸化窒素（98%値）の経年変化



浮遊粒子状物質（2%除外値）の経年変化

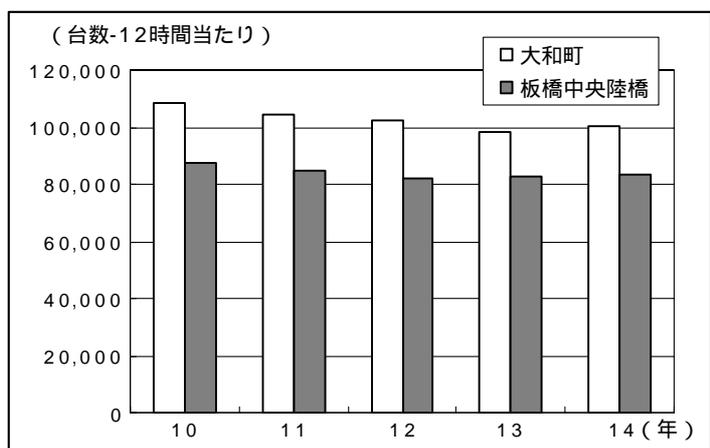


大和町交差点は、環七通りと中山道が交差し、首都高速5号線が中山道にふたをする形で走り、三重の立体交差となっています。3本の道路はそれぞれ大型車混入率が高い幹線道路で、毎日約24万台の交通量があり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質*の濃度は、全国でも有数の大気汚染地域となっています。

区民アンケート調査によると「空気のきれいさ」で「不満」、「やや不満」と回答した割合は約半数にのぼっています。

「近所に出かけるときは、自動車、バイクを使わず、自転車を利用したり、歩いて行くようにしている」割合が8割近くあり、板橋区の環境で気になっている箇所として大和町などの大気汚染箇所をあげる区民が多くみられます。

主要交差点の自動車交通量



東京都では、平成13年4月より東京都環境確保条例の施行に伴い、粒子状物質に関する規制値を設けて、これを満たさないディーゼル車の都内運行が禁止されました。規制としては、平成15年10月から開始されています。

また、大和町交差点の大気汚染対策については、道路管理者である国土交通省、首都高速道路公団、東京都との協働のもと環境改善を図っています。

課題

国や都と連携を図りながら自動車公害対策が行われていますが、環境の現況として大気汚染は抜本的には改善されていません。また、区民の自動車公害に対する関心も高い割には、自動車交通量が大きく減少するまでには至っていません。幹線道路の自動車公害対策については、国や東京都などが対応すべきものが多く、引き続き連携や要望などをしていくとともに、区としては啓発事業や支援などをより効果的に進めていく必要があります。

自動車公害対策の一環として、自転車の利用の促進施策に取り組んでいく必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

低公害車の普及

自動車の排気ガス対策やエネルギー資源の保護のために、区内を走行する低公害車の普及を進めます。

自動車適正利用の推進

自動車の利用をできるだけ減らし、利用する際にはできるだけ燃料を消費しないで排気ガスがあまり出ないような環境にやさしい自動車運転などを進めます。

自転車利用の推進

自動車の利用そのものをなくすために、自転車利用及び歩くことを進めます。

自動車交通量抑制対策

自動車公害の軽減や交通流の円滑化によるエネルギーの消費を抑えるために、広域的な連携を図りながら、自動車交通量の抑制対策を進めます。

交通渋滞の解消対策

交通渋滞の原因となっている違法駐車や交通の流れがスムーズになるようにします。

公共交通網の整備・利用促進

自動車の利用が減るように、公共交通網の整備検討及び利用を促進します。

道路構造・沿道対策の推進

自動車が発生源となっている大気汚染、騒音や振動を削減するため、道路構造などにおける対策を進めます。

主要幹線道路の環境調査

自動車が発生源となっている大気汚染や騒音・振動の状況を把握するため、環境調査を継続的に進めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	<p>通勤や買い物などに、マイカーの使用を控え、自転車や電車・バスを利用します。</p> <p>自動車を購入する際には、排気量の小さい車、低公害車や燃費のよい車を選びます。</p> <p>自動車は定期的な整備・点検を行い、良好な状態を保つほか、アイドリングストップ*、渋滞の原因となる路上駐車をしないなど、自動車利用による環境負荷を最小限にとどめる運転、整備に努めます。</p>
事業者	<p>公共交通機関を充実させます。</p> <p>近隣に出かけるときは、自動車の使用を控え、自転車や電車・バスを利用するようにします。</p> <p>自動車を購入する際には、排気量の小さい車、低公害車や燃費のよい車を選びます。</p>

主体別取組	施策を推進するための取組
区	<p>指定低公害車や自動車利用自粛などについて、幅広く普及啓発します。 ホームページに低公害車の情報を提供します。 庁有車、清掃車及び区使用車の低公害車化を進めます。 アイドリングストップ*を推進します。 環境にやさしい運転など自動車の適正利用に関する啓発を進めます。 自転車駐車場の整備と放置自転車対策を進めます。 自転車道を整備します。 板橋区冬期自動車交通量対策事業を展開します。 TDM(交通需要マネジメント)*について東京都と連携して検討します。 庁有車をできるだけ使わないようにします。 違法駐車防止条例により交通流の円滑化を図ります。 東武東上線立体化を働きかけます。 エイトライナー*構想を推進します。 局地汚染対策(大和町交差点対策)を実施します。 沿道地区計画を推進します。 低騒音舗装を実施します。 道路沿道・一般環境の常時測定室において大気環境監視を実施します。 6主要交差点における環境調査(NOx)を実施します。 3交差点におけるPM2.5調査を実施します。 区内全域の窒素酸化物を調査します。 17ヵ所の自動車騒音を調査します。</p>

環境ワークショップで出された提案	
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車には一人では乗りません。一人で移動するときは自転車やバス・電車を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の事業者同士で共同で自動車を使用します。 ・バスの運賃を安くして、利用促進を図ります。 ・エコドライバー認定制度をつくり、認定者の車には認定シールを貼ってもらいます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車違反に対して過料を上乗せします。 ・自動車の乗り入れ規制を実施します。 ・板橋区内には低公害車だけしか乗り入れないようにします。 ・大規模事業所等に低公害車導入を義務付けます。

～ 大和町交差点局地汚染対策 ～

光触媒*塗料の塗布

二酸化チタンが大気中の窒素酸化物を吸着し、雨で洗い流されることで、窒素酸化物を除去する省エネ大気改善法です。ガードレール・板橋第四中学校の塀に塗布されています。



光触媒塗布のガードレール



光触媒塗布の学校塀

強力な換気施設による大気の拡散

首都高速道路の高架の脚に4基の換気施設を設置し、交差点に滞留している窒素酸化物等を拡散しています。



大型換気施設



土壌大気浄化施設

土壌による大気浄化施設

交差点の大気を送風機により土壌を通して浄化する方法です。

交差点セットバック案

高層の建築物で囲まれている交差点にオープンスペースを確保し、大気の拡散を促進するものです。この案を実現するため、区の要望を受けて、国土交通省・東京都が交差点の一角を占める銀行跡地を収得しました。このセットバックにより、交差点の風通しを良くし、年間で平均して5%程度、冬季は10%程度の改善を期待しています。



整備計画案図

この計画は、区を中心に学識経験者・住民代表及び関係行政機関で構成する「大和町交差点環境整備検討会」で計4回協議され、平成16年3月整備計画案がまとまりました。平成16年度には、計画案に基づく詳細設計や地域住民との協働によるデザインの決定等と平行して、既存建物（旧銀行支店）の解体工事が始まりました。公園の整備は平成16年後半に開始され、平成17年3月までに完成する予定です。

短期目標「新たな生活ルールの確立」

事業所からの公害が減少し、生活の質が向上しましたが、苦情の内容が多様化してきており、より質の高い生活環境を確立するためのルールづくりに取り組みます。

これまでの取組 p 46、 現状 p 46、 課題 p 46、 主体別の取組 p 47

これまでの取組

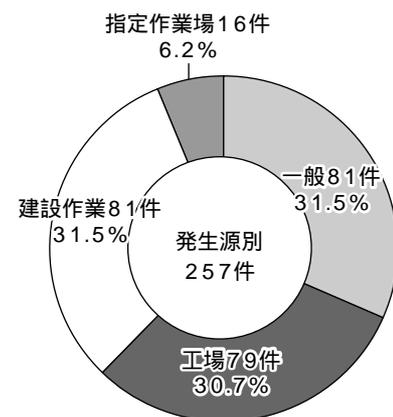
- ・良好な暮らし方のマナー等の啓発
：良好な暮らし方の啓発用パンフレットを5種類、各500部配布しました。
- ・エコポリス板橋クリーン条例に基づくポイ捨て防止の推進
：ポイ捨て防止キャンペーンを実施しています(平成15年度21回実施)。自主的な清掃活動時に清掃用具を貸し出しています。
- ・地域コミュニティにおける環境保全機能の強化
：エコポリス板橋地区環境行動委員会に対して、板橋クリーン作戦等の全区的統一活動及び環境シンポジウム等のイベント支援を行っています。また、地域のリサイクルリーダーとして必要な、清掃・リサイクルに関する研修をリサイクル推進員に対して行っていきます(平成15年度21回)。
- ・各種相談等による対応：典型七公害*・生活公害に関する相談・苦情に対応しています(平成15年度相談件数1,142件、苦情件数257件)。

現状

公害苦情は一般(飲食店、学校、一般家庭など)と建設作業に関するものが最も多くなっています。現象別では、騒音と悪臭に関するものが多く、カラオケ騒音、小型焼却炉による焼却などが多くを占めています。

区民アンケート調査によると、今後区民が取り組むべき項目として「近隣への環境配慮、苦情対応」をあげている回答(複数回答)は少なくありません(15%程度)。

公害苦情受付件数(平成15年度)



課題

エコポリス板橋地区環境行動委員会のような地域コミュニティの場を継続してつくり、近隣公害対策の推進につなげていく必要があります。
歩きタバコや一部路上喫煙を禁止するしくみをつくる必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

良好な暮らし方のマナー等の啓発

環境に配慮した暮らし方について、さまざまな方法や機会を通じて啓発を進めます。

ポイ捨て防止の推進及び路上喫煙対策

エコポリス板橋クリーン条例に基づいて、ごみのポイ捨てや路上喫煙の防止を進めます。

地域コミュニティにおける環境保全活動の活性化

学校や自治会などの地域の活動団体が連携して環境保全活動などの取組みを活発に行います。

各種相談等による対応

区民の環境に関するさまざまな疑問や問題についての対応を的確に行います。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	<p>たばこや空き缶などごみのポイ捨てをやめ、外出先で出したごみは持ち帰るよう心がけます。</p> <p>町会単位で転入者や外国人にごみの出し方を教えます。</p> <p>近隣に迷惑がかからないように、家庭から出る音や煙などに気をつけます。</p>
事業者	<p>近隣住民と事業活動時間帯などについてのルールを取り決めます。</p>
区	<p>啓発パンフレットを作成・配布します。</p> <p>騒音計を貸し出します。</p> <p>エコポリス板橋クリーン条例の啓発キャンペーンを実施します。</p> <p>自主的な清掃活動支援による周辺環境美化を推進します。</p> <p>環境の保全や美化の推進に貢献した区民、団体、事業者を表彰します。</p> <p>路上禁煙地区を指定し、路上喫煙・吸殻のポイ捨て行為を禁止します。</p> <p>路上禁煙地区において巡回パトロールを実施します。</p>

長期目標「健康を脅かす物質の対策」

ダイオキシン*などの有害化学物質については潜在的なリスクを軽減するため、監視、規制・指導をさらに進めます。

短期目標「有害化学物質の適正管理」

ダイオキシン類*やトリクロロエチレン*など有害な化学物質による被害が発生しないように、適正管理に取り組みます。

これまでの取組 p 48、 現状 p 48、 課題 p 49、 主体別の取組 p 49

これまでの取組

- ・新たな環境汚染物質の監視、調査・研究
: 区内4箇所において有害化学物質(ベンゼン*他4物質)を各季節4回/年調査しています。
- ・新たな環境汚染物質の情報提供
: 東京都環境確保条例の適正管理化学物質(57物質)の物質情報(マニュアル)を作成し、区内事業者配布しました。区内工場の廃棄物管理の実例と法規制を紹介したマニュアルを区内工場・事業場に配布しました。
- ・(再)自主的な環境配慮等の促進
: 区内事業所に対する講習会やセミナーを開催し、化学物質の自主管理の促進を行っています。
- ・(再)法律・条例等による規制・指導
: PRTR法*、土壌汚染対策法、東京都環境確保条例などにより、化学物質の適正管理や土壌汚染対策などの規制・指導を行っています。

現状

平成15年度のベンゼン・トリクロロエチレン等有害化学物質の調査結果では、いずれも環境基準を達成しています。ダイオキシン類の調査でも、環境基準は達成されています。

上段：調査項目 下段：環境基準	ベンゼン 3µg/m³以下		トリクロロエチレン 200µg/m³以下		テトラクロロエチレン 200µg/m³以下		ジクロロメタン 150µg/m³以下		ダイオキシン類 0.6pg/m³以下	
	H14	H15	H14	H15	H14	H15	H14	H15	H14	H15
板橋第八小学校屋上	1.9	2.3	3.5	4.3	0.7	1.1	4.9	10.1	-	-
北野小学校測定室	1.7	1.8	2.7	2.8	0.6	0.8	2.9	4.9	-	-
舟渡小学校測定室	1.7	1.9	12.3	14.1	0.8	0.9	10.6	13.1	-	-
(都)板橋	2.0	2.7	6.5	6.0	1.1	1.5	5.1	8.8	0.20	0.075
都区部一般局平均	2.1	2.5	3.6	4.0	1.1	1.3	4.2	5.3	0.10	0.069

の測定地点は、年4回の調査の平均値

平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が制定されたほか、特定化学物質*の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称：PRTR法*)も制定され、有害化学物質に対する法整備が進みました。

課題

PRTR法*や東京都環境確保条例の制定により制度が確立し、取組範囲が拡大しており、規制・指導、監視・調査、啓発・情報提供など施策を整理する必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

有害化学物質の監視、規制・指導

さまざまな有害化学物質について、適正に管理されているかどうかの監視や規制・指導を行います。

有害化学物質の調査

大気中や土壌中の有害化学物質の汚染状況を定期的に調査します。

有害化学物質の情報提供・対策支援

有害化学物質の性質や影響などについての情報を広く公表したり、有害化学物質を管理している事業所等に対する支援を行います。

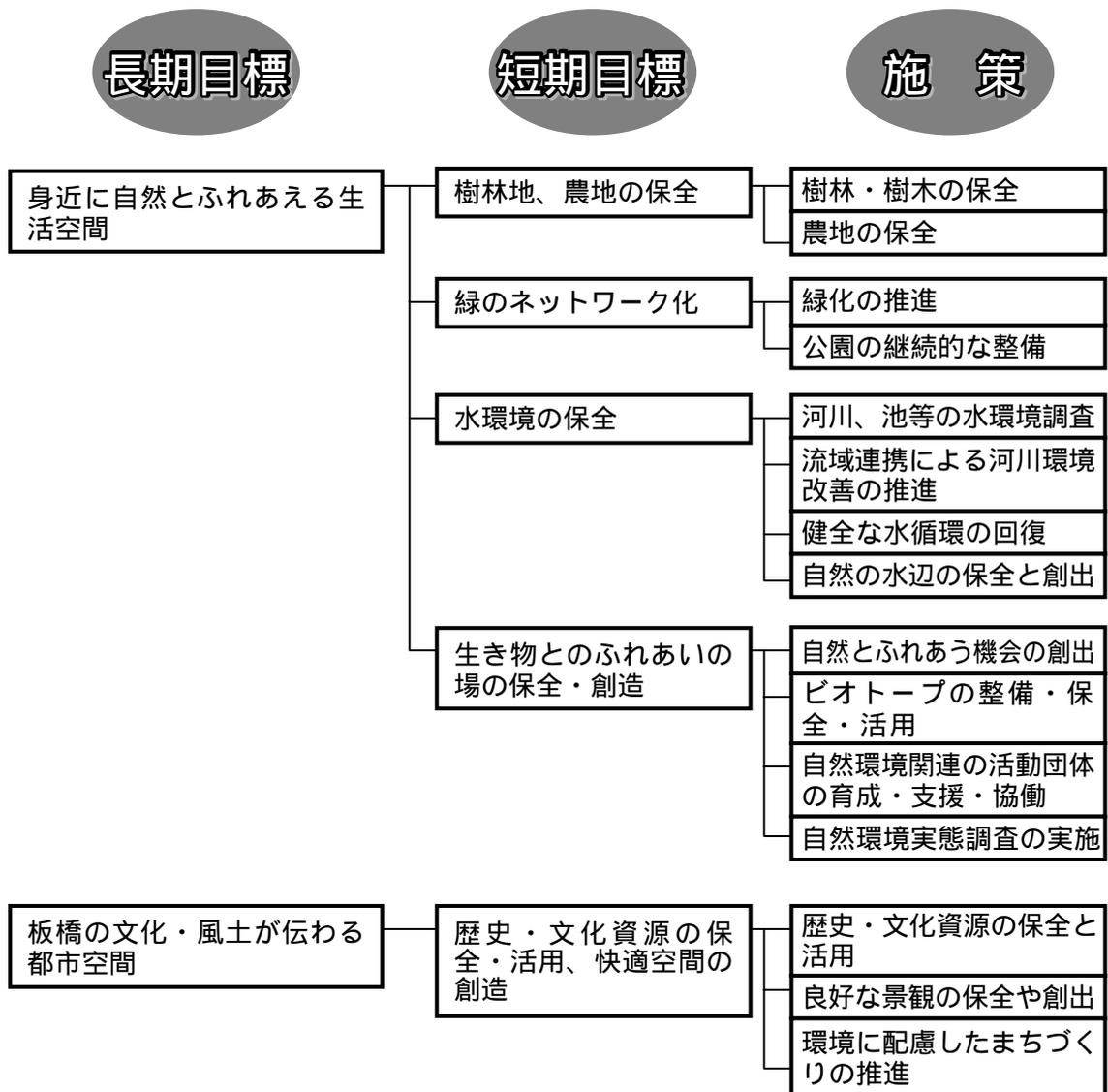
主体別取組	施策を推進するための取組
事業者	PRTR制度*など有害化学物質の使用、移動、排出の状況を把握し、管理を徹底します。 ダイオキシン類*など有害物質の発生につながる原材料の利用を少なくします。
区	有害化学物質に関する監視、規制・指導を行います。 ベンゼン*・トリクロロエチレン*等の有害化学物質の調査を実施します。 土壌汚染*に関する規制・指導を行います。 PRTR制度*、土壌汚染対策法の普及を啓発します。 環境・公害に関するニュース、リーフレット等を発行します。 環境白書等に有害化学物質の調査結果を公表します。 学校の給食器に環境ホルモン*対策を実施します。 学校のシックハウス*対策を実施します。 事業者のISO14001認証取得を支援します（事業者の有害化学物質に対する環境管理を推進する取組） 板橋エコアクション（板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定）事業【事業所版】を推進します（事業者の有害化学物質に対する環境管理を推進する取組）

：間接的に関連する取組

2. 自然とアメニティの保全と創造

2 - 1 取組の体系

～生き物とふれあえるまち～



のついた施策は重点取組です。

2 - 2 環境指標

環境指標	現況値 (平成15年度現在)	目標 (平成20年度)
緑被率	13.8% (平成11年度)	現状維持 (次回調査平成21年度)
区民一人当たりの公園面積	3.41m ²	6.0m ²
石神井川・白子川の生物種数合計	31種類	31種類
石神井川・白子川の水質 (BOD濃度)	石神井川 1.3mg/ℓ 白子川 5.8mg/ℓ	石神井川 3mg/ℓ以下 白子川 5mg/ℓ以下
区民による調査で確認された鳥の種類数	99種類 (平成13年度実態 調査結果より)	99種類

環境指標に関する基礎データ

緑被率の推移

	昭和12年	昭和32年	平成6年	平成11年	平成16年
緑被率 (%)	66%	30%	14.2%	13.8%	調査中

区民一人当たりの公園面積経年変化

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公園面積総計 (m ²)	1,695,794	1,695,395	1,711,099	1,721,217	1,726,383
うち区立公園面積 (m ²)	1,251,590	1,251,191	1,266,895	1,273,871	1,276,385
板橋区人口 (人)	496,440	496,761	499,349	503,286	506,732
区民一人当たりの公園面積 (m ²)	3.42	3.41	3.43	3.42	3.41

データは各年4月1日現在

石神井川・白子川の主な生物

	平成15年生物調査結果より
石神井川の生物種数と主な生物	19種 コイ、モツゴ、ドジョウ、 ウグイ亜科(ウグイの仲間)、ヨロビなど
白子川の生物種数と主な生物	15種 コイ、ダニオ亜科(オカサの仲間)、マダ、アユ、 カダヤシ、ボラ、ウキコリ、マゼ、トヨシボリ、 ヌマチチブ、モズガニなど

石神井川及び白子川生物種数には、同じ生物3種を含む。

石神井川・白子川で見つかった主な生物



モクズガニ（白子川）

アユ（白子川）

モツゴ（石神井川）

石神井川・白子川のBOD濃度（日平均値の75%値）

	現行類型 基準値	目標類型 基準値	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
石神井川の BOD濃度（mg/l）	C類型 5mg/l	B類型 3mg/l 以下	1.3	1.5	1.7	1.0	1.3
白子川の BOD濃度（mg/l）	D類型 8mg/l	C類型 5mg/l 以下	5.2	6.0	3.7	6.8	5.8

BOD環境基準については、年間の平均値の75%値を用いて評価する。

板橋区で確認された主な鳥の種類（平成13年度調査）

平成13年度板橋区野鳥実態調査より

かがも、ツミ、キジバト、カッコウ、カケミ、アゲラ、コガラ、ツバメ、イッパメ、ハセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、メジロ、カワセミ、スズメ、ムクドリ、オガ、ハブトガラス、ドバトなど99種類

2 - 3 長期目標及び短期目標の体系

長期目標「身近に自然とふれあえる生活空間」

都市化の進展に伴って、緑の減少や高層建築物の建設など、板橋区の環境の質が徐々に低下してきています。残された緑や水辺などの環境を保全していきます。

→ 短期目標「樹林地、農地の保全」(P. 53 ~ 54)

→ 短期目標「緑のネットワーク化」(P. 55 ~ 57)

→ 短期目標「水環境の保全」(P. 58 ~ 61)

→ 短期目標「生き物とのふれあいの場の保全・創造」(P. 62 ~ 64)

長期目標「板橋の文化・風土が伝わる都市空間」

古くから発達してきた板橋の文化や風土を学び生かした都市空間の形成を目指します。

→ 短期目標「歴史・文化資源の保全・活用、快適空間の創造」(P. 65 ~ 66)

長期目標「身近に自然とふれあえる生活空間」

都市化の進展に伴って、緑の減少や高層建築物の建設など、板橋区の環境の質が徐々に低下してきています。残された緑や水辺などの環境を保全していきます。

短期目標「樹林地、農地の保全」

板橋区の樹林地や農地は、荒川低地と武蔵野台地の境にある断続的な斜面林や赤塚地域にある農地などが残されているだけとなっており、これらを保全するため行政だけでなく区民やNPOなども一緒に取り組んでいきます。

これまでの取組 p53、 現状 p53、 課題 p54、 主体別の取組 p54

これまでの取組

- ・崖線樹林*地の実態調査
 - : 緑地・樹木の実態や土地利用、所在地状況等を平成11年度に調査しました。
- ・崖線樹林*地等の保全制度の創設と展開
 - : 保全制度の創設に特化したものでなく、市民緑地制度や保存樹林・樹木制度などさまざまな施策を合わせて崖線を保全しています。
- ・区民農園の拡充: 区民を対象に、農業(野菜作り)を通して土に親しんでもらい、都市農業への理解を深めるとともに緑化推進及び農地保全の一助としています(平成15年度3,140区画、634a)。
- ・苗木供給委託による農地の保全
 - : 農業者の高齢化の進展による耕作困難な農地に苗木の育成を3年間委託し、農地の保全を図ると共に育成した苗木を区内各所に移植することで緑化の推進を図っています(平成15年度9,000本、45a)。
- ・保存樹林、竹林、樹木の指定
 - : 民有地等の樹林、竹林、樹木を保全しています。

現状

平成11年度の緑地・樹木実態調査によると、区内における100m²以上の緑被地(樹木被覆地+草地+農地)面積の合計は、444.7haで、緑被率は13.8%でした。内訳は、公有地で229.9ha、民有地214.8haとなっています。

農地面積は平成11年度41haでしたが、平成15年度現在34haとなり、年々減少を続けています。

保存樹林・保存竹林の指定累計面積は、平成10年度56,023m²(内訳は保存樹林54,150m²、保存竹林1,873m²)でしたが、平成15年度49,920m²(内訳は保存樹林48,163m²、保存竹林1,756m²)となり、減少を続けています。また、保存生垣の指定延長も平成10年度4,168mでしたが、平成15年度3,747mとなり、減少を続けています。しかし、保存樹木の指定本数は、平成10年度1,285本でしたが、平成15年度1,462本となり増加しています。

区民アンケート調査によると「土との親しみやすさ」に対して「不満」あるいは「やや不満」と回答した割合は4割を超えています。今後行政が取り組むべき項目として「身近な自然環境の維持管理」や「動植

物にとって良好な林・河川の保護・回復」をあげている割合(複数回答あり)が1/3近くありました。

課題

引き続き樹林地や農地の保全に取り組む必要があります。

主体別(区民・事業者・区)の取組

樹林・樹木の保全

板橋区の中で昔からある樹林や大きな樹木を区民も参加して調査し、区民の身近な緑に対する意識を高め、樹林や樹木の保全を進めます。

農地の保全

遊休農地を区民農園として利用し、区民の農業に対する意識を高め、農地の保全を進めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区民	身近な樹林地・農地の調査に参加します。 区民農園で農作業を行い、農地を保全します。
事業者	開発を行う際には、消失する緑地を最小限にとどめるよう努めます。 所有している農地のうち、遊休農地は区民農園として区に貸します。
区	樹林地・農地の調査を行います。 保存樹林、竹林、樹木を指定します。 市民緑地を開設します。 区民農園を拡充します。 苗木供給を農家に委託し、遊休農地の活用を図ります。

環境ワークショップで出された提案	
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の下草植物の回復を手助けします。 ・農家の米作りに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発を行う際には、消失する緑地以上の緑を地域内に植えます。 ・崖地周辺を開発する際には崖地部分は残します。 ・所有している農地のうち、区民と共同で農作業ができる農地を開設します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に対して税制上の軽減措置を講じます。 ・板橋区生産の野菜などを子どもたちの給食に使います。

短期目標「緑のネットワーク化」

かつて工場だったところや樹林地、農地がマンションなどの住宅地になっています。このため、身近な緑を確保するために、緑化の推進に取り組んでいきます。

これまでの取組 p55、 現状 p55、 課題 p56、 主体別の取組 p56

これまでの取組

- ・公園整備：平成11年度から15年度の間に7箇所整備しました(増設分を含む)。
- ・公共施設の緑化：平成11年度から15年度の間に23施設で緑化しました。
- ・河川緑化：生物の回廊としての河川の緑をより豊かにする事業を実施しています(平成11年度～15年度の間に「光と風の荒川」事業により、荒川戸田橋緑地を113,200m²整備)。
- ・道路緑化：街路樹の植樹を進めています(平成14年度現在9,276本)。
- ・屋上・壁面緑化の推進：屋上緑化*に対する助成を行っています(平成11年度～15年度の間に53件助成、助成による屋上緑化面積：約1,500m²)。
- ・緑化推進地域の緑化：区民・事業者参加により緑化推進地域を指定しています(平成11年度～15年度の間に5地域指定)。
- ・民間施設緑化協定：敷地面積が300m²以上で、緑化率20%を超える緑化を行う計画のある民間施設について、区が緑化協定を締結し、植栽工事などの緑化助成を行っています(平成15年度：生垣96.6m)。
- ・生垣助成：接道部を緑化する区民に対して、生垣への助成とブロック塀取り壊しへの助成を行っています(平成11年度～15年度の間に2,309m生垣助成)。
- ・緑化啓発・緑化指導：緑化啓発の一環としてグリーンフェスタを開催しているほか、新規開発事業者に対して、緑化を指導しています(平成15年度グリーンフェスタ参加者：2,000人、緑化指導による緑被地面積：55,255m²)。

現状

平成15年4月1日現在、区民一人当たりの公園面積は3.41m²となっています。

平成11年度の自然環境実態調査によると、区全域の屋上緑化の状況は約12,000m²でした。

区民アンケート調査によると「都市の緑」に対して「満足」あるいは「やや満足」と回答した割合は半数を超えています。また、残しておきたい環境として、「公園」をあげている割合(複数回答あり)が最も多く約半数となっています。さらに、今後行政が取り組むべき項目として「市街地における緑化・景観への配慮」をあげている割合(複数回答あり)が最も多く約4割ありました。板橋区の将来の環境の姿としてイメージする言葉についても、「緑(みどり、グリーンを含む)」が最も多くなっています。環境に関する区への要望については、「緑の管理」が最も多くなっています。

課題

公園づくりにおける計画段階からのワークショップ方式による区民参加など、既に行われている取組を含め、区民との連携を充実していく必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

重点取組

緑化の推進

身近な緑を確保するため、住宅地や商業地、公共用地において緑化を進めます。また、敷地内で緑化するスペースが限られているため、建物の屋上緑化や壁面緑化を進めます。

公園の継続的な整備

区民に最も身近な緑である公園を引き続き整備し、緑に対する意識を高めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区民	敷地の境界に生垣を導入します。 敷地内を緑化します。 公園の美化活動に参加します。
民間団体	公園の美化活動を実施します。
事業者	敷地の境界に生垣を導入します。 敷地内を緑化します。 事業所を新築する際には屋上緑化・壁面緑化*を導入します。

環境ワークショップで出された提案	
区民	・植林ボランティア活動に参加します。 ・住宅を新築する際には屋上緑化を導入します。
事業者	・事業所周辺の公園の維持管理に参加します。 ・事業所に屋上緑化を導入します。
区	・自然環境に詳しいNPOに公園の維持管理を委託します。 ・区民が行う公園の美化活動に関する支援を一本化します。 ・公共施設に屋上緑化を導入します。

主体別取組	施策を推進するための取組
区	<p>公共施設の緑化を進めます。</p> <p>私有地における生垣設置を推進します。</p> <p>学校の校庭を芝生化します。</p> <p>緑化計画により、民間の建築敷地の緑化を推進します。</p> <p>緑化に関する区民・事業者などの活動を支援します。</p> <p>民間施設緑化協定の締結を進めます。</p> <p>緑化推進地域における緑化を進めます。</p> <p>学校などの公共施設に屋上緑化や『緑のカーテン*』を導入します。</p> <p>民間施設における屋上緑化を推進します。</p> <p>ワークショップ方式による区民参加の公園づくりを進めます。</p> <p>区民ボランティアによる公園・樹林地の管理を進めます。</p> <p>公園を継続的に整備します。</p>

：重点取組に関連

～ 区立板橋第七小学校「緑のカーテン*」実践事例～

板橋第七小学校では、6年生の「総合的な学習」の取組の中で、教職員、保護者、協力企業社員が連携して、校庭に面した2階バルコニーから屋上までをつる性の植物で覆い、葉の蒸散作用によって温度の下がった風を教室に招き入れるとともに、校舎に当たる日射を防いで、壁面の温度上昇を抑え、教室環境を改善する活動を実践しています。

この取組は、地球温暖化防止に関し顕著な功績があった個人又は団体（自治体、企業、NGO、学校等）に贈られる「地球温暖化防止活動環境大臣賞」として、平成16年12月の地球温暖化防止月間で環境大臣から表彰をうけました。

「児童による『緑のカーテンづくり』を教職員や保護者並びに企業が協力して支援し、成功させるなど、環境保全実践活動に積極的に取り組まれ、地球温暖化防止対策の推進における功績は誠に顕著なものがある」として評価されました。



短期目標「水環境の保全」

河川や池などの水質浄化や、自然とのふれあいの場としての水辺の保全に取り組んでいきます。また、自然の水循環*の回復に取り組み、地下水や湧水*を保全していきます。

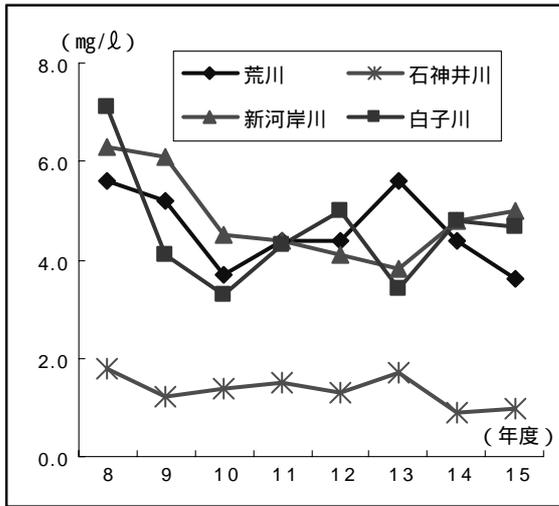
これまでの取組 p 58、 現状 p 59、 課題 p 60、 主体別の取組 p 60

これまでの取組

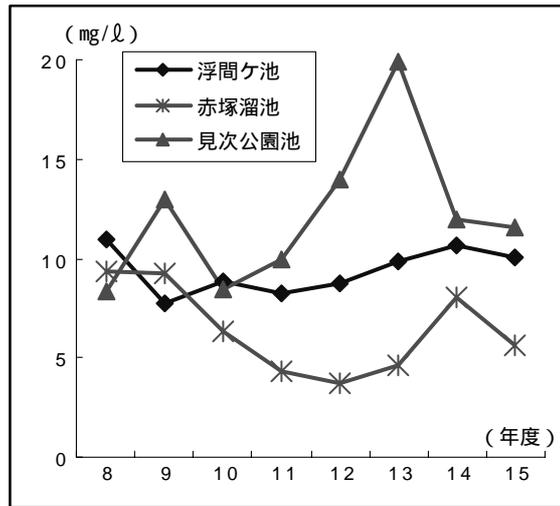
- ・河川、池等の水質調査：区内4河川及び3池の水質調査、地下水調査を毎年行っています。
- ・生活排水浄化の啓発：エコポリスセンターにおいて区民参加による講座や体験学習を実施し、啓発を行っています。
- ・流域連携による水質浄化等の活動推進
 - ：石神井川、白子川、新河岸川（隅田川）については、協議会を設置し、流域自治体による水質浄化や快適な水辺環境の創造を目指し、合同水質調査や関係機関への要望を行っています。
- ・公共施設への雨水貯留・浸透・利用設備の設置
 - ：公共施設での雨水利用の用途は、植栽等の散水用とトイレの洗浄用で、これまで13施設に設置しています（平成11年度～15年度2施設）。学校では花壇への水まきに雨水を利用するなど日常的な利用を推進し、雨水利用する意識啓発を図っています（平成11年度～15年度雨水利用設備設置学校数：3校）。新河岸川流域と石神井川流域で透水性舗装・浸透トレンチ・浸透ますの工事を進めています（平成11年度～15年度新河岸川流域：1,719m³、石神井川流域：510m³）。
- ・公共施設への節水設備の設置：新河岸川流域と石神井川流域で建物等での雨水貯留槽工事を進めています（平成11年度～15年度新河岸川流域：2,604m³、石神井川流域：1,129m³）。節水コマやトイレの節水フラッシュバルブについては、すべての新規施設で設置しています（平成11年度～15年度新規施設：3施設、設置学校数：14校）。トイレへの節水のための擬音装置を設置しています（平成11年度～15年度設置学校数：1校）。
- ・板橋区大規模建築物等指導要綱による指導
 - ：板橋区雨水流出抑制*施設設置指導要綱により雨水貯留・浸透・利用設備の設置を指導しています。
- ・民間への雨水貯留・浸透・利用設備の設置支援
 - ：国および都の補助を受けて、既存住宅に雨水浸透ます を設置しています（平成15年度設置数：350基）。雨水タンクの設置助成制度として、平成15年度より雨水タンク購入費助成（半額補助25,000円上限）を創設しました（平成15年度7件）。
- ・地下水・湧水*調査：地下水水質調査（8地点/年1回）、湧水水量調査（常時測定）を実施しています。
- ・土 壤 汚 染 対 策：区内の大規模開発事業による土壤汚染*の拡散、被害の防止のため、土壤汚染の調査処理を指導しています（平成15年度調査受付件数：22件）。

現状

河川のBODの経年変化（年平均値）



池のCODの経年変化（年平均値）



平成15年度の区内4河川のBODについては、全ての河川で環境基準を達成しています（荒川・石神井川の環境基準：5mg/l、新河岸川・白子川の環境基準：8mg/l）。

池の水質は、練り餌などの汚濁物質の投入蓄積などにより、アオコが発生するなどしています。

板橋区は武蔵野台地の北端にあたり、台地と荒川低地の境にある崖線には多くの湧水*がまだ残されています。平成12年の調査では37地点の湧水が確認されていましたが、平成15年度の調査では3地点が消失し、34地点となりました。その3分の1は測定できないほどわずかな水量です。雨水が浸透する土の地面が減少しており、湧水地点が消失する危機に瀕しています。

湧水を保全するための方策の一つとして、雨水浸透ます*が設置されており、平成20年度末までに346基以上設置するという目標に対し、平成11年度～15年度で1,580基設置されています。

土壌汚染対策については、板橋区大規模建築物等指導要綱に基づく指導だけでなく、東京都環境確保条例においても調査や対策を行う対象行為が規定されました。

区民アンケート調査によると「水のきれいさ」で「不満」あるいは「やや不満」と回答した割合は約4割にのぼっています。「油や食べ残しを流さないようにしている」、「洗濯洗剤やシャンプー、合成洗剤などの使用量は控えめにしている」割合はともに高く半数以上となっています。

区内の湧水地点図



課題

下水道が普及し、河川の水質は安定していますが、環境負荷を軽減する観点から事業者や区民に対して生活排水や事業排水に関する浄化などの啓発を盛り込む必要があります。

多自然型河川などの自然再生事業に代表される「自然との共生」の視点を加え、施策を盛り込む必要があります。

主体別(区民・事業者・区)の取組

河川、池等の水環境調査

河川や池などの水がきれいに保たれているかを把握するために、水質調査を行います。

流域連携による河川環境改善の推進

荒川、石神井川、白子川、新河岸川などの水質を含めた河川環境の改善のために流域市区町村による連携に取り組みます。

健全な水循環*の回復

雨水を地面に浸透させ、地下水や湧水*として涵養されるような自然の水循環の回復に取り組みます。

自然の水辺の保全と創出

自然の水辺を保全し、コンクリートの水辺であるところも自然型に変えていきます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区民	荒川などの河川清掃に参加します。 雨水利用を進めます。 油を排水口に流さないようにします。 湧水涵養のために雨水浸透ます*を設置するなど雨水を地面に浸透させます。 私有地にある湧水地を保全します。
民間団体	以前川にいた生物を資料調査し、現在の川の生物実態調査をします。 湧水調査を実施します。
事業者	河川や地下水が汚染されないように、法や条例等を遵守します。 雨水貯留・浸透・利用設備、節水設備の導入に努めます。 地下水の利用を極力削減します。

主体別取組	施策を推進するための取組
区	<p>河川、池、地下水、湧水*の水質・水量調査を行います。</p> <p>河川の魚・水生生物の生態調査を行います。</p> <p>石神井川、白子川、新河岸川の流域単位の連絡協議会等へ参加します。</p> <p>透水性舗装や雨水浸透ます*の設置を推進します。</p> <p>公共施設における雨水貯留・浸透・利用設備、節水設備を設置します。</p> <p>民間施設における雨水貯留・浸透・利用設備、節水設備の設置を指導します。</p> <p>多自然型川づくり（河川の緑化を含む）を具体化します。</p> <p>荒川の自然を保全・活用します。</p> <p>石神井川の河床整備を行います。</p>

環境ワークショップで出された提案	
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・川遊びができる場所がわかる地図を作成します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠をやめて開渠に戻します。 ・学校で川を体験学習の場として活用します。

雨水浸透施設の設置普及

区では、洪水対策として雨水の流出を抑制するために、500m²以上の土地に建物を建設する場合（個人住宅を除く）雨水貯溜・浸透施設の設置を指導しています。また、既存の個人住宅には区の費用負担で雨水浸透ます*を設置しています。しかし、建築確認申請の大多数を占める500m²未満の建物のほとんどの屋根雨水は下水道管に接続され、きれいな雨水が下水に排水されています。

スペースをとらない小型の雨水浸透ます*も市販されており、設置工事費は通常の排水設備とほとんどかわらないことから、新築・増改築時には、雨ドイの下に雨水浸透ます*の設置をお願いしています。



雨水浸透ます

短期目標「生き物とのふれあいの場の保全・創造」

生き物とふれあえる緑地や公園、農地などを保全・創造し、さまざまな場において活用します。

これまでの取組 p 62、 現状 p 63、 課題 p 63、 主体別の取組 p 63

これまでの取組

・多自然型親水空間づくり

: 荒川にて中規模自然地を整備し、平成13年度に完了しました。石神井川については護床工事に合わせ、平成17年度までの予定で整備を進めています。

・ビオトープ*・ミニサンクチュアリ*の整備

: 学校ビオトープ*を整備しています(平成11年度～15年度で5校整備)。荒川で中規模自然地を整備し、平成13年度に完了しました。

・各種活動団体の育成・支援

: 各種活動団体に対し、事業の委託や会議室等の場を提供しています。また、区内の緑地(樹林地、草地、川、湧水地等)を、生物生息環境の視点から見直す講座を開催しています(平成15年度は、民有地雑木林の保全と活用をテーマとして49名参加)。

・自然とふれあう機会の創出

: 都会にはない大自然のなかで、林業体験や栗山村との交流などの体験を通じ、自然環境学習の機会として、「親林塾」を開催しています(平成15年度38人参加)。また、植物園講習会・観察会や昆虫観察会を開催しています(平成15年度植物園講習会・観察会:22回605人、昆虫観察会:9回167人参加)。さらに緑のガイドツアーを実施しています(平成15年度63人)。

エコポリスセンターにおいて、来館者が自然環境データ等を検索できるようにしているほか、ホームページにおいても検索できるようにしています。

地元産の農作物を販売する「ふれあい農園」を設置しています(平成15年度利用者:64,218人)。また、体験農業を実施しています(平成15年度856人参加)。

・自然環境実態調査の実施

: 5年ごとに緑地・樹木の実態調査を行っています(平成11年度実施)。昆虫調査、荒川生物調査を区民参加により実施し、自然の実態を区民と共有し、保全に役立てています(平成11年度荒川生物調査実施、12年度昆虫・植物、荒川生物調査実施、13年度昆虫調査実施)。平成9年度から区民参加により作ったビオトープ池は市民団体が維持管理しています。

・市民緑地の開設

: 区と民有地樹林等の所有者が協定を結び市民緑地として一般に開放しています(平成11年度～15年度で3箇所開設)。

現状

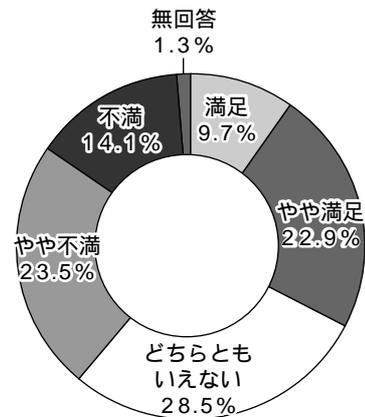
生き物とのふれあいの場として、学校にピオトープ*を整備しており、現在6校に整備されています(平成10年度整備1校を含む)。

また、区民農園の面積も平成11年度566aであったものが、平成15年度現在634aと増加しています。

自然環境実態調査では、野鳥99種類(平成13年度調査)、昆虫1,316種類(平成12年度調査及び過去の文献調査による調査を含む)、魚類17種類その他の水生生物35種類(平成元年度調査)が確認されています。

区民アンケート調査によると「生き物との親しみやすさ」、「土との親しみやすさ」に対して「不満」あるいは「やや不満」と回答した割合は4割近くを占めています。今後区民が取り組むべき項目として「自然とのふれあい」をあげている割合(複数回答あり)が1/4程度ありました。

身近な環境への満足度
(生き物との親しみやすさ)



(出典) 区民アンケート調査より

課題

区民の環境への意識が高まり、さらなる生き物とのふれあいを求めているため、引き続き自然とのふれあいをもてる施策を行う必要があります。

生き物とのふれあいの保全・創造に向けて、環境に関する活動団体への育成・支援に加えて、区民参加の自然環境調査など、区と区民との「協働」の施策を計画に位置づけていくことが必要です。

主体別(区民・事業者・区)の取組

重点取組

自然とふれあう機会の創出

区民の意識を受け、より自然とふれあえる機会をつくっていきます。

ピオトープ*の整備・保全・活用

ピオトープを積極的に整備・保全し、学校や公園など既存のものについてはさらに活用を進めます。

自然環境関連の活動団体の育成・支援・協働

自然環境関連のNPO等、様々な市民による自主的な活動団体などに対して支援や協働を進め、活動団体の育成に取り組みます。

自然環境実態調査の実施

自然環境を把握するため、5年ごとに自然環境の実態調査を実施します。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	NPO、自然保護団体や区が実施する自然観察会などに参加します。 区民農園や親林塾など自然にふれあう機会に積極的に参加します。
民間団体	自然観察会などを開催します。
事業者	NPO、自然保護団体や区が実施する自然観察会などに参加します。
区	<p>区民農園を拡充します。</p> <p>親林塾を開催します。</p> <p>自然環境データ等を発信します。</p> <p>農業体験農園を推進します。</p> <p>福祉農園を活用します。</p> <p>自然観察会、環境観察会を積極的に開催します。</p> <p>みどりのガイドツアーを実施します。</p> <p>公園ビオトープ、学校ビオトープを整備し、既存のものについては保全・活用します。</p> <p>自然環境関連の活動団体・ボランティアの人材育成や活動の場の提供、協働事業を実施します。</p> <p>緑地・樹木の実態調査や昆虫・野鳥調査を行います。</p>

：重点取組に関連

環境ワークショップで出された提案	
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲づくり、農作業に参加します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲づくり、農作業を区民にも開放します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用の自然地を区民に開放します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に区民が利用できるような土の散歩道を設置します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の各所を結ぶような土の散歩道をつくれます。



荒川中規模自然地



桜川小学校ビオトープ

長期目標「板橋の文化・風土が伝わる都市空間」

古くから発達してきた板橋の文化や風土を学び生かした都市空間の形成を目指します。

短期目標「歴史・文化資源の保全・活用、快適空間の創造」

歴史資源や文化資源を保全し区民の意識を高めたり、環境教育などに活用します。また、良好な景観を創造し、快適空間形成に努めます。

これまでの取組 p 65、 現状 p 65、 課題 p 66、 主体別の取組 p 66

これまでの取組

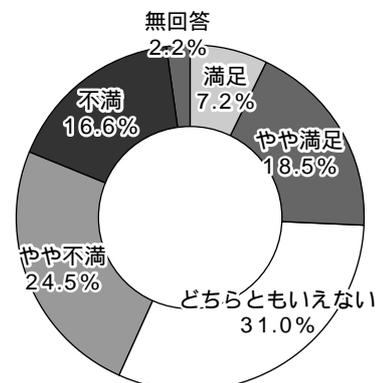
- ・文化財の登録指定：昭和57年区文化財保護条例が制定され、現在条例の登録指定制度に基づき文化財の保護行政を推進しています(平成15年度現在：累計113件)。
- ・良好な景観の保全や創出に対する表彰制度
：平成11年度に板橋区環境保全賞表彰要綱を制定し、環境マネジメント部門、環境保全管理者部門、環境美化部門、環境ボランティア部門を創設しました。また14年度には、事業用大規模建築物廃棄物管理部門を創設しました(平成15年度受賞者・団体数：18)。
- ・アメニティ道路の整備：豊かな自然、古い歴史及び地域独自の文化にあふれた散策路を、区民のうるおいの場として整備しました(平成11年度に2件整備し、事業完了)。
- ・歴史的環境の保全と学習
：平成13年度から板橋史談会に史跡散歩を事業委託しています(平成15年度6回開催)。また、国際交流事業を実施しています(平成15年度13事業実施)。各学校で地域にある史跡や郷土資料館等の歴史的環境を活用しています。毎年、区内小学校(3年生対象)全校が郷土資料館を見学しています。区民文化祭を開催し、多種、多様な芸術・文化について、研鑽し発表する機会の提供及び板橋区内の芸術文化創造の基盤を強化し、芸術・文化を通して区民間の交流を図っています(平成15年度団体参加数：27団体、参加者数：222,258人)。

現状

文化財など歴史的景観については毎年1～2件指定され、史跡散歩などへ活用されています。

区民アンケート調査によると「まち並みの美しさ」に対して「不満」あるいは「やや不満」と回答した割合は4割を超えており、自然景観については満足度が低くなっています。

身近な環境への満足度
(まち並みの美しさ)



(出典) 区民アンケート調査より

課題

景観面で区民の満足が得られていないことから、「快適空間の創造」について施策を検討したり、「まちづくり」の視点の施策を盛り込む必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

歴史・文化資源の保全と活用

板橋や薬師の泉、松月院などの歴史・文化資源を今後も保全し、環境教育などに活用していきます。

良好な景観の保全や創出

河川沿いなどの緑道整備や景観のマスタープラン策定を進めます。

環境に配慮したまちづくりの推進

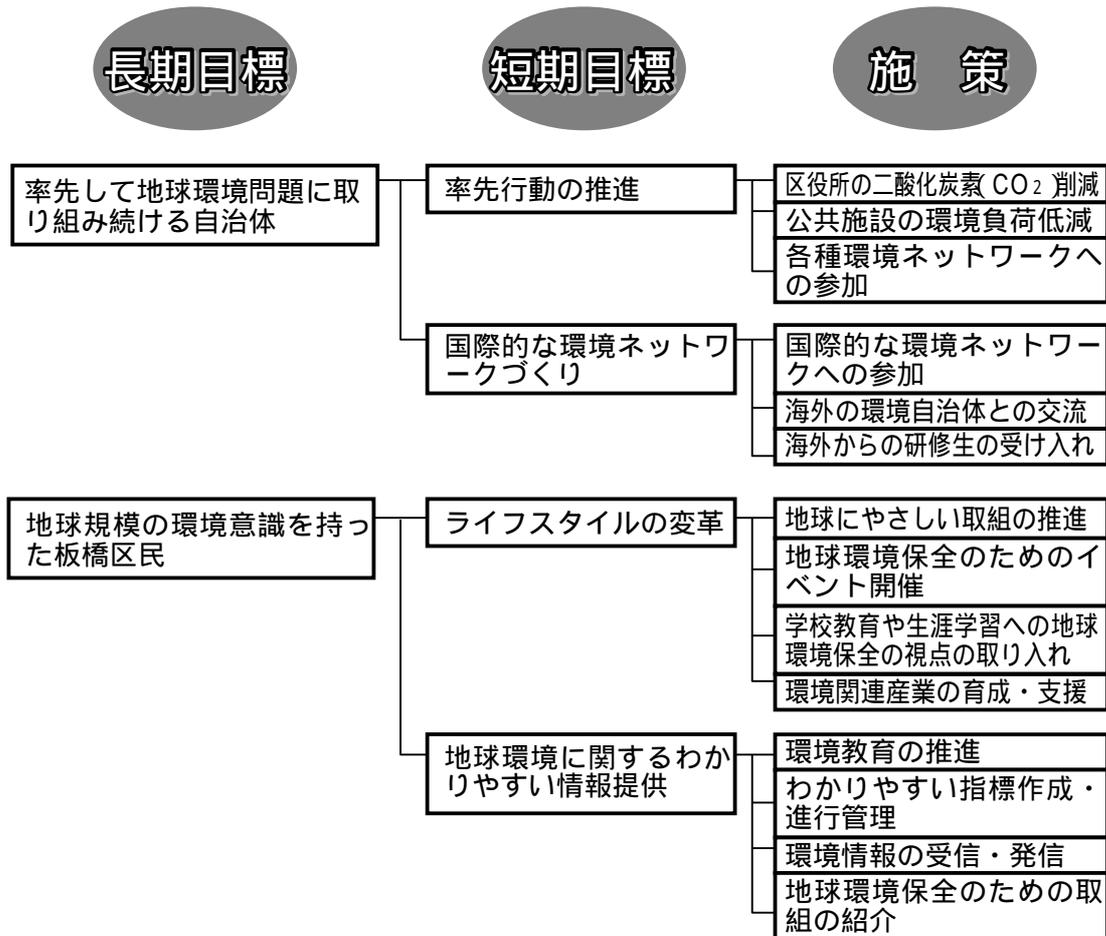
ユニバーサルデザイン*など環境に配慮したまちづくりを進めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	歴史的環境のウォッチングに参加します。 地域のまちづくりに参加します。 違反広告物撤去活動員として参加します。 エコポリス板橋環境行動会議に参加し、さまざまな活動に参加します。
事業者	マンション建設時には、周辺の景観との調和を考慮します。
区	文化財の登録指定を進めます。 歴史的環境のウォッチングを企画します。 歴史・文化資産を環境教育などに活用します。 架空線の地中化整備を推進します。 景観マスタープランを策定します。 違反広告物の撤去を行います。 エコポリス板橋環境行動会議を推進します（クリーン作戦、ポイ捨てキャンペーン、シンポジウム） 様々なまちづくり手法による環境配慮を実施します。

3. 地球環境問題の克服

～温暖化防止をめざすまち～

3 - 1 取組の体系



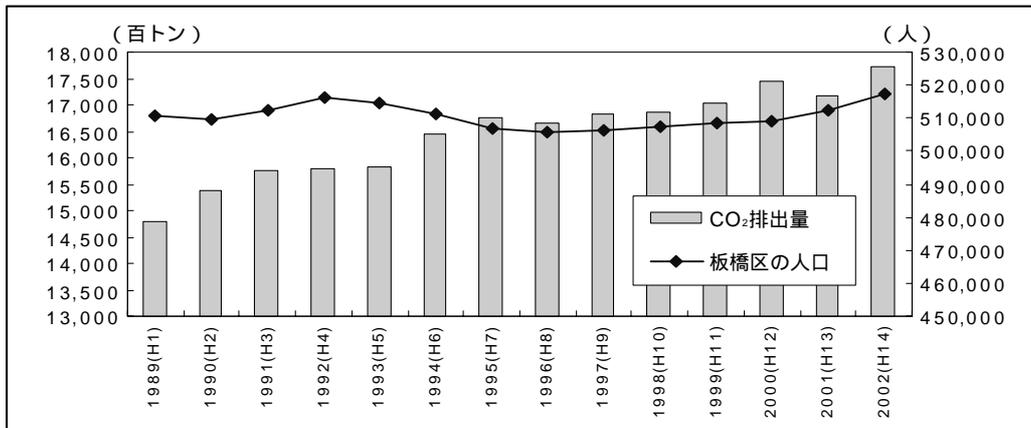
のついた施策は重点取組です。

3 - 2 環境指標

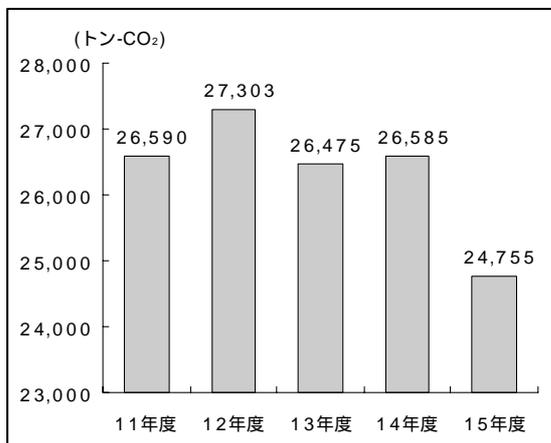
環境指標	現況値 (平成15年度現在)	目標 (平成20年度)
板橋区全体から排出される温室効果ガス排出量	1,773,452トン (平成14年度)	平成2(1990)年度比 6%削減 平成24(2012)年度目標
板橋区の活動に伴って排出される温室効果ガス排出量	24,755トン	平成2(1990)年度比 6%削減 平成24(2012)年度目標
環境への意識改革度(板橋Iアクション登録家庭件数)	-	3,500件
板橋区の真夏日及び熱帯夜の合計日数	68日	

環境指標に関する基礎データ

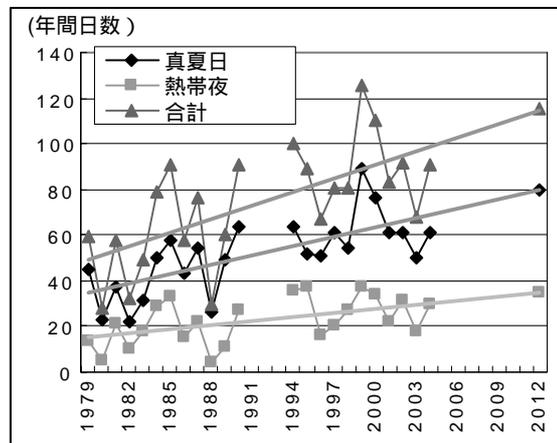
板橋区の人口と二酸化炭素排出量の推移



板橋区役所の温室効果ガス排出量の推移



板橋区の真夏日及び熱帯夜日数



真夏日は最高気温30 以上の日、熱帯夜は夜間の最低気温が25 以上の日

3 - 3 長期目標及び短期目標の体系

長期目標「率先して地球環境問題に取り組み続ける自治体」

地球温暖化防止に向けて、区民の意識を高めるために区が率先して、省エネルギー・省資源の推進や新エネルギーの導入、緑化などに取り組めます。

➡ 短期目標「率先行動の推進」(P. 69 ~ 71)

➡ 短期目標「国際的な環境ネットワークづくり」(P. 72 ~ 73)

長期目標「地球規模の環境意識を持った板橋区民」

地球温暖化などの地球規模の環境問題について、高い意識を持ち続け、日々取組を続けます。

➡ 短期目標「ライフスタイルの変革」(P. 74 ~ 76)

➡ 短期目標「地球環境に関するわかりやすい情報提供」(P. 77 ~ 79)

長期目標「率先して地球環境問題に取り組み続ける自治体」

地球温暖化防止に向けて、区民の意識を高めるために区が率先して、省エネルギー・省資源の推進や新エネルギーの導入、緑化などに取り組めます。

短期目標「率先行動の推進」

区民や事業者が地球環境問題に取り組む意識を持つために、まず区が率先して取り組み、その結果を公表し、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題の対策を推進します。

これまでの取組 p 69、 現状 p 70、 課題 p 70、 主体別の取組 p 71

これまでの取組

- ・区的环境マネジメントシステム(ISO14001*認証取得)の推進
 - ：平成11年2月にISO14001を認証取得し、板橋区の事務事業により発生する環境負荷の低減を図るとともに、行政運営全領域にわたる活動を環境の視点から見つめ直し、より効率的な行政運営の実現を目指しています(平成15年度電気、ガス、水道、ガソリン、軽油及び廃棄物削減による二酸化炭素排出量の削減量：2,091t(平成11年度比))。
- ・区の施策への地球環境保全の視点の導入
 - ：板橋区環境マネジメントシステムの中で、「行政計画策定時の環境配慮」及び「施設計画策定時の環境配慮」について、手順を確立し環境配慮を促進しています。
- ・公共施設的环境負荷低減：公共施設の整備や工事等について環境負荷の少ない方法により進めています。
 - 区施設の空調機器などに含まれるフロン類を適切に回収(平成15年度特定フロン*等使用機器の廃棄台数：21台、回収フロン量：49.7kg)。
 - 区発注工事における非熱帯材型枠の導入や繰り返し使用(平成15年度非熱帯材合板型枠使用割合：93%)。
 - 建設関連工事における建築副産物のリサイクル(平成15年度建設発生土：76%、廃棄物：98%、再生資源：88%)。
 - 公共施設における生垣、植え込み地などの緑化(平成11～15年度：23箇所)。
 - 公共施設における省エネルギーの推進(平成13年度：文化会館、高島平図書館省エネ改修、平成15年度：本庁舎ESCO事業*による省エネ改修)。
 - 公共施設における透水性舗装の実施(平成15年度新河岸川流域の透水性舗装：62m³、石神井川流域の透水性舗装：52m³)。
- ・環境に配慮したまちづくりの推進
 - ：地区計画や建築協定による環境に配慮したまちづくりを展開しています(平成11年度～15年度までの地区計画決定数：2地区)。
- ・グリーン購入*の推進：環境へ配慮した物品等の優先的購入を推進し、環境負荷の低減を図っています(平成15年度グリーン購入品目割合：72%)。

・各種環境ネットワークへの参加

：平成8年2月よりグリーン購入ネットワークの幹事として参加し、部会やタスクグループへの参加を通じてグリーン購入の普及に努めています。ゼロエミッション*全国ネットワーク国連大学推進会議から発展した国連大学ゼロエミッション*フォーラムに入会し、活動を行っています。

現状

板橋区役所が排出した温室効果ガス排出量の推移 (kg-CO₂換算)

温室効果ガス	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
二酸化炭素	26,583,017	27,295,111	26,466,998	26,575,364	24,745,344
メタン	598	571	673	734	791
一酸化二窒素	2,100	2,040	2,153	2,086	2,163
ハイドロフルオロカーボン	4,459	5,096	5,642	6,370	6,734
総排出量	26,590,174	27,302,818	26,475,467	26,584,554	24,755,032

温室効果ガス*排出量は、平成11年度からわずかに減少しています。項目別の数値目標達成状況は下表のとおりで、ガス使用量を除いて、エネルギー関連は削減されているものの、まだ目標値には達していない項目が多くなっています。

板橋区役所から排出する
温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況 (1)

項目	平成15年度	
区の活動に伴って排出する職員一人当たりのCO ₂ 排出量	4.7%削減	
当 単 位 面 積	電気使用量	7.5%削減
	ガス使用量	7.8%削減
	水道使用量	23.5%削減

数値は全て平成8年度比

板橋区役所から排出する
温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況 (2)

項目	平成15年度
用紙類の使用量	7.7%増加 (平成10年度比)
廃棄物量	29.8%削減 (平成9年度比)
廃棄物中の可燃ごみ量	21.2%削減 (平成9年度比)
自動車燃料使用量	24.0%削減 (平成10年度比)

区民アンケート調査によると、今後行政が取り組むべき項目として「太陽熱・光、風力など新エネルギーの活用」をあげている割合(複数回答あり)が2割程度ありました。

課題

区が排出する温室効果ガス排出量だけでなく、板橋区全体の温室効果ガス排出量に対して数値目標を検討していく必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

重点取組

区役所の二酸化炭素 CO₂ 削減
 地球温暖化防止対策推進実行計画を更新し、環境マネジメントシステムを進め、区の活動に伴って排出するCO₂の削減に向けて地球温暖化防止対策を総合的に進めます。

公共施設の環境負荷低減
 公共施設における電気・ガス・ガソリンなどの使用による環境負荷を削減し、有害化学物質やフロンガスなどの適正な処理を行います。

各種環境ネットワークへの参加
 地球環境問題などに関する最新の情報を収集、発信するため、各種の環境関連のネットワークに参加します。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	環境に関する情報をチェックし、意見を出します。
事業者	環境に関する情報をチェックし、意見を出します。
区	地球温暖化対策推進実行計画を更新します。 板橋区環境マネジメントシステム(ISO14001*)事業を推進します。 保水性舗装等ヒートアイランド対策を推進します。 省エネルギー、省資源・リサイクルを推進します。 庁有車の使用抑制・合理化を進めます。 特定フロン*等を回収します。 環境配慮型施工方法を採用します。 建設副産物*のリサイクルを進めます。 熱帯材型枠の使用を抑制します。 化学物質の管理を徹底し、使用を削減します。 特別管理産業廃棄物*の管理を徹底します。 グリーン購入ネットワークに参加します。 国際連合大学ゼロエミッション*フォーラムに参加します。

: 重点取組に関連

短期目標「国際的な環境ネットワークづくり」

より広い視野で地球環境問題に取り組んでいくために、国際的な環境ネットワークへの参加を続けます。

これまでの取組 p72、 現状 p72、 課題 p72、 主体別の取組 p73

これまでの取組

・国際的な環境ネットワークへの参加

: ICLEI* (国際環境自治体協議会) に加入し、CCP(気候変動防止)キャンペーンに参加しています。また、アメリカの元ゴア副大統領が提唱したグローブプログラム*に参加しています(平成15年度104人参加)。さらに、熱帯林植樹活動の支援として毎年募金を行っています。

・海外の環境先進自治体との交流

: 環境に対する先進的な取組を行っているアメリカ、カナダ、イギリス等の自治体で環境学習に取り組んでいる先生方を短期研修で受け入れています(平成15年度JETRO(ジェトロ)*研修受け入れ人数:16人)。

・途上国からの研修生の受け入れ

: 途上国における公害問題の解決や、よりよい環境の創造に寄与するため、JICA(ジャイカ)*等が窓口になり、途上国の方々を短期研修として受け入れています(JICA*研修等受け入れ人数:平成14年度23人、15年度なし)。また、外務省が実施するアジア諸国からの青年文化人の招聘に協力し、板橋区に研修生を受け入れ、研修プログラムに環境部所での実習を組むなどを行っています。

現状

国際的なネットワークについては、ICLEI*やグローブプログラム*に参加しています。

国際交流事業の一環として、研修生の受け入れや海外自治体との交流が行われており、エコポリスセンターなどで環境に関連する研修を行っています。

課題

自治体間のネットワークについては、国際的なネットワークに限らず、国内においてもいくつか構築していますが、十分に機能しているとは言えません。国内の自治体との交流を合わせて整理しなおす必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

国際的な環境ネットワークへの参加

地球環境問題に対して板橋区で取り組んでいることを発信し、世界で取り組まれていることから板橋区で取り組めることを取り入れていきます。

海外の環境自治体との交流

海外の環境に先進的な取組を実施している自治体との交流を進めます。

海外からの研修生の受け入れ

海外で環境問題に直面している国などからの研修生を受け入れます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	グローブプログラム*に参加します。
事業者	海外の環境に先進的な技術などを積極的に導入します。
区	グローブプログラム*に参加します。 ICLEI*（国際環境自治体協議会）に参加します。 再生自転車等を海外で必要とされている地域などに譲渡します。 エコポリスセンターで海外からの研修生の短期研修を行います。 区内施設で海外からの研修生の長期研修を行います。

長期目標「地球規模の環境意識を持った板橋区民」

地球温暖化などの地球規模の環境問題について、高い意識を持ち続け、日々取組を続けます。

短期目標「ライフスタイルの変革」

日常生活から地球温暖化などの環境問題を改善していくため、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイル*や、より顕著になっている自動車中心社会などのライフスタイル*から、地球にやさしいライフスタイル*への変革を進めます。

これまでの取組 p74、 現状 p75、 課題 p75、 主体別の取組 p76

これまでの取組

・地球環境保全のためのイベント開催

: 地球規模の環境意識を持った板橋区民を増やすために、環境に関わるイベントや講座をエコポリスセンターで開催しています。また、平成7年度から公募の市民・事業者・教育関係者等が参加している板橋環境会議の活動を支援しています(平成15年度板橋環境会議及び実行委員会の開催数:12回)。

・学校教育や生涯学習への地球環境保全の視点の取り入れ

: 区内全小中学校がエコポリスセンター経由でインターネット接続をしており、様々な情報を環境学習等に活用しています。また、区内小学校4年生及び中学校1年生に対し、東京都教育委員会発行の副読本を配布し、活用を図っています。さらに区内小学校5年生全員を対象に子供用エコチェック冊子「エコチャレンジ」を配布し活用を図っています。

高齢者向け講座では環境をテーマにグリーンカレッジ*の講習や講演会を実施しています(平成15年度グリーンカレッジ*専門課程(社会生活科)講座実施数:5)。

・エコチェックシート・環境家計簿*の配布

: 家庭での環境についての取組を啓発するチェックリストであるエコチェックシート等を配布しています(平成15年度544部配布)。また、エコポリスセンターのホームページから家庭での環境についてのエコチェックやエネルギー等の使用による二酸化炭素発生量の計算が出来るようにしています。

・環境関連産業の育成・支援

: 環境への負荷の低減を図っていくため、さまざまな形で区内の環境関連産業を育成・支援しています。

- 事業者、消費者、行政による意見交換会の実施(平成14年度:「レジ袋削減懇談会」)。

- マイバッグ*キャンペーンを実施し、賛同者に対して「プレリサイクル*の誓い」への署名協力を依頼(平成14年度プレリサイクル*の誓い:8,765人参加)。

- マイバッグ*の販売及び配付

- 産業見本市における、環境関連コーナーの設置(平成15年度:低公害車の展示)。

- 環境マネジメントシステムの構築のための啓発(毎年、板橋環境管理研究会とともに、啓発のための講習会、研修会、情報の発信、構築・維持のためのセミナー、マニュアル等の発行)。
 - 産業融資制度における活性化資金融資を活用した環境関連産業の支援(平成14年度融資件数:1件)。
- ・環境産業交流会の開催:研修会、見学研修会、ニュースの発行、環境管理の発行を通じ、事業者の地球環境に関する啓発を行っています(環境管理研修会:年4回、見学研修会:年1回、ニュースの発行:年12回) 環境管理の発行:年2回)。

現状

板橋区全体から排出する温室効果ガス削減に向けたエネルギー使用量等の状況

項目	平成14年度
区民一人当たりのCO ₂ 排出量	3.2%増加
区民一人当たりの電気使用量	4.2%増加
区民一人当たりのガス使用量	8.8%増加
区民一人当たりの水道使用量	1.9%削減

数値は全て平成10年度比

温室効果ガス*排出量は、平成11年度から増加傾向にあります。項目別に見ても、水道使用量を除いて、エネルギー関連は増加しています。

区民アンケート調査によると、日常生活の利便性と環境保全の兼ね合いについて、「日常生活を多少犠牲にしても環境の保全に取り組む」の割合が計画策定時と比較して1.5倍の36%に増加しています。日常の環境保全行動について、節電や節水などの行動の実施率は6割以上となっています。今後区民が取り組むべき項目として「ライフスタイルの変革」をあげている割合(複数回答あり)が1/3ありました。

課題

情報発信、啓発、人材育成・支援、連携の視点で取組を整理し、特に学校における総合学習や学校コミュニティにおける環境活動の推進、自主的な環境保全活動の取組などを新たに位置づけていく必要があります。

主体別(区民・事業者・区)の取組

重点取組

地球にやさしい取組の推進
日常生活や事業活動の様々な場面で地球にやさしい取組を進めます。

地球環境保全のためのイベント開催

区民にもっとも身近なごみ問題から地球環境問題まで、様々な環境のテーマのイベントを開催します。

学校教育や生涯学習への地球環境保全の視点の取り入れ

学校での環境教育や、地域での生涯学習講座に、環境保全のための講座を開催します。

環境関連産業の育成・支援

環境にやさしい関連産業の育成や支援に取り組みます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	<p>エコチェックシート等により地球にやさしいライフスタイル*かどうかをチェックします。</p> <p>環境に配慮した生活をします。</p> <p>環境関連のイベントに参加します。</p>
事業者	<p>環境に先進的な技術などを環境関連のイベントで展示します。</p> <p>環境に役立ちながら収益のあがる事業を積極的に実施します。</p>
区	<p>エコチェックシート等により区民の意識向上を図ります。</p> <p>板橋エコアクション（板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定）事業【家庭版】を推進します。</p> <p>地球温暖化対策地域推進計画を策定します。</p> <p>地球温暖化対策地域協議会を設置します。</p> <p>地域協議会による温暖化対策モデル事業を実施します。</p> <p>環境月間、3R*月間、区民祭り等のパネル展示や各種イベントを実施します。</p> <p>エコポリスセンターを中心として、環境関連の講座、企画展示、セミナーを開催します。</p> <p>板橋環境会議の活動を支援します。</p> <p>環境のリーダー養成講座を開催します。</p> <p>インターンシップ*等を受け入れ、指導時には環境に対する意識啓発を行います。</p> <p>板橋区産業融資（活性化資金融資）を活用し、環境関連産業の育成を図ります。</p> <p>板橋製品技術大賞により環境産業の振興を図ります。</p>

：重点取組に関連

短期目標「地球環境に関するわかりやすい情報提供」

区民や事業者が地球環境保全のために取り組むために、様々な形で情報が提供されるような体制をつくり、区だけでなく、区民や事業者からの情報も発信できるようにしていきます。

これまでの取組 p77、 現状 p77、 課題 p78、 主体別の取組 p78

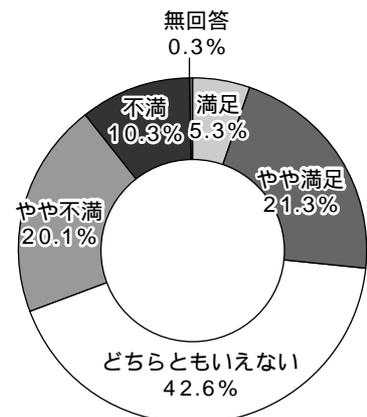
これまでの取組

- ・わかりやすい指標の作成
:平成11年度より環境白書を毎年(本編は隔年発行、資料編は毎年発行)発行しており、地球環境問題や板橋区の環境の現状を示しています。
- ・エコポリスセンター・熱帯環境植物館などの環境情報の受・発信機能のさらなる高度化
:エコポリスセンターにおいて環境教育ネットワークを活用した遠隔授業などを行っています(平成15年度1回開催)。
- ・地球環境保全のために家庭でできる取組の紹介
:日常の取組の中でできる環境問題等について、区民まつり等のイベント時に啓発を行っています。また、啓発パンフレットを配布しています(平成15年度月刊エコポの発行部数:84,000部)。
- ・地球環境保全のために事業者ができる取組の紹介
:事業者向け環境管理を啓発し、マニュアルの作成・配布しています。
- ・酸性雨*の調査:酸性雨の実態調査とワークショップを実施しています(平成15年度82名参加)。区民参加の簡易方法による窒素酸化物調査を行っています(平成15年度調査地点数:165箇所)。

現状

区民アンケート調査によると、「環境の状況や施策に関する区からの情報提供」に対して「満足」と「やや満足」、「不満」と「やや不満」の割合をそれぞれ足すと、ほとんど同じ割合でした。今後行政が取り組むべき項目として「環境情報の整備と公開、環境啓発活動」をあげている割合(複数回答あり)が1/4ありました。

身近な環境への満足度
(環境に関する区からの情報提供)



(出典)区民アンケート調査より

課題

太陽光発電設備などに対する区の助成制度や大気環境や水環境の調査結果などの情報を、広報や環境白書等を通じてわかりやすく提供していきます。地球環境に限らず、さまざまな環境に関する情報提供を行い、区民や事業者の自主的な取組につながるような情報や提供の方法を検討していく必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

重点取組

環境教育の推進

次の世代を担う子どもたちや現在の板橋を支えている大人の環境に対する意識を高めるために環境教育、環境学習を推進します。

わかりやすい指標作成・進行管理

環境基本計画がどれくらい進行しているのか、板橋の環境の現状がどうなっているのかをわかりやすく示すために指標を示します。

具体的な指標については、本章の4つの柱それぞれに設定されている環境指標、第4章の活動指標があります。

環境情報の受信・発信

区の環境の現状をより積極的に発信し、区民や事業者からの情報や板橋区以外の環境に関する情報を収集していきます。

地球環境保全のための取組の紹介

パンフレットなどにより環境保全の取組の紹介や、事業者に環境マネジメントシステムの構築に対する支援を行います。

主体別取組	施策を推進するための取組
区 民	<p>地域や団体や区が行う環境講座を受講します。</p> <p>地域の学校や子どもに対する環境教育に協力していきます。</p> <p>地域の自然や歴史・文化的に良いところを発信します。</p>
事業者	<p>従業員の環境教育・指導に取り組みます。</p> <p>事業所の周辺住民や区に、事業所の環境に関する情報を発信します。</p>
区	<p>教育ネットワークに提供する環境教育に関連するソフトを充実し、様々な環境講座や環境体験学習を実施します。</p> <p>環境教育推進計画を策定します。</p> <p>教職員、保育士に対する環境研修を行います。</p> <p>インターネット（環境教育ネットワーク）による区内小中学校とエコポリスセンターとの連携と展開を進めます。</p> <p>環境副読本（エコチャレンジ、4年生からのリサイクルなど）を作成し、実際に授業で活用します。</p> <p>総合的な学習に環境学習を取り入れるため、講師を派遣したり、出前講座を開きます。</p> <p>環境白書やホームページ、広報紙などにより取組の成果や環境情報を提供します。</p> <p>本庁舎ESCO事業*に関する取組について情報提供します。</p> <p>熱帯雨林保護のための企画展示やイベント等を開催します。</p> <p>他の自治体に板橋区の環境情報を発信します。</p> <p>環境調査の結果を公表します。</p> <p>地球環境保全のための啓発パンフレットを作成します。</p> <p>板橋区民まつり等の機会に環境イベントを開催し、環境に関する情報やエコチェックシートなどを提供します。</p> <p>環境マネジメントシステム構築・維持のためのマニュアルを作成し、配布します。</p>

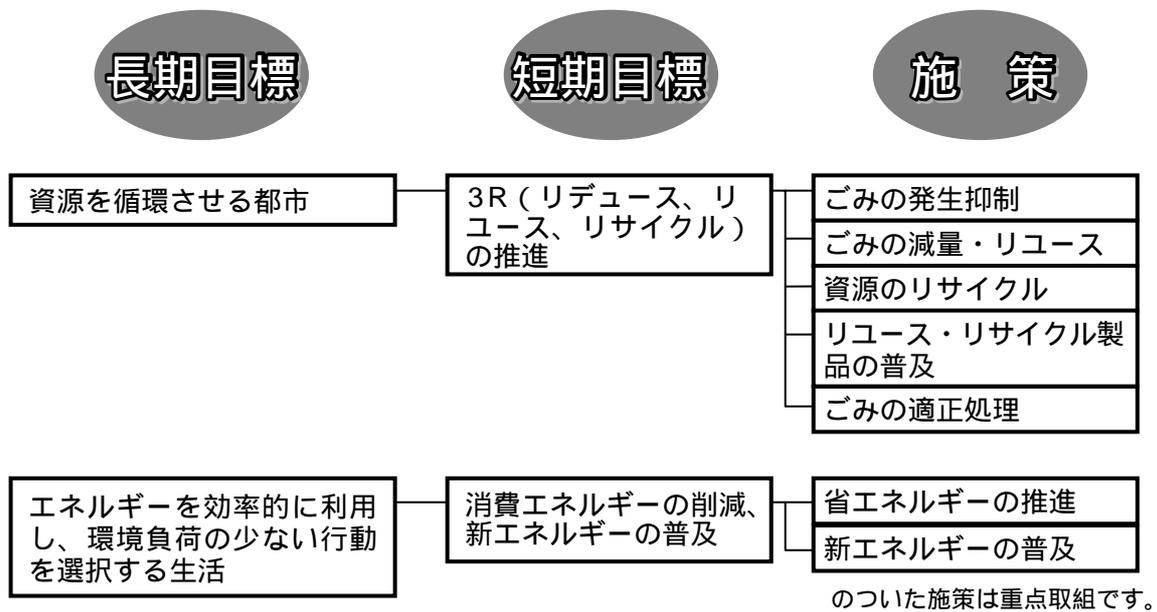
：重点取組に関連

環境ワークショップで出された提案	
<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に詳しい区民は学校で環境教育の先生として教えます。 ・大人に対する環境学習として自然環境などの実態調査に参加します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる業界で一緒に環境についての取組を検討します。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の空き教室を使って、泊まりがけで炊事や掃除から環境学習まで通常の授業では習えないようなことを集中的に学習します。 ・計画や事業の実施結果や経過、課題を広報紙やホームページに掲載します。

4. 循環型社会の構築

～ごみを出さないまち～

4 - 1 取組の体系

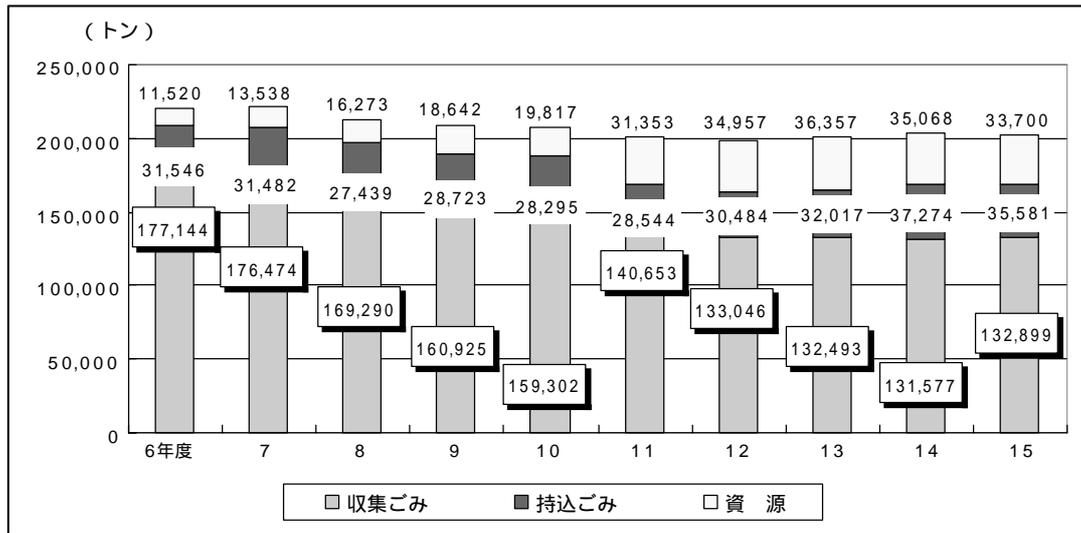


4 - 2 環境指標

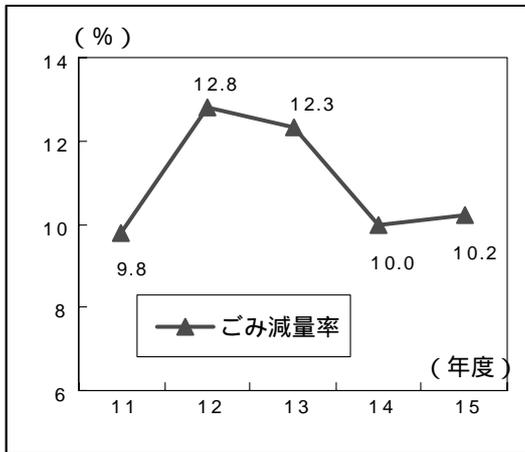
環境指標	現況値 (平成15年度現在)	目標 (平成20年度)
ごみ、資源を含めた総排出量の削減	202,180トン	1%削減 (平成15年度比)
ごみ減量率	参考：ごみ収集量 132,899トン	4.9% (平成15年度比)
リサイクル率	17.5%	21.1%

環境指標に関する基礎データ

板橋区のごみ・資源排出量の推移

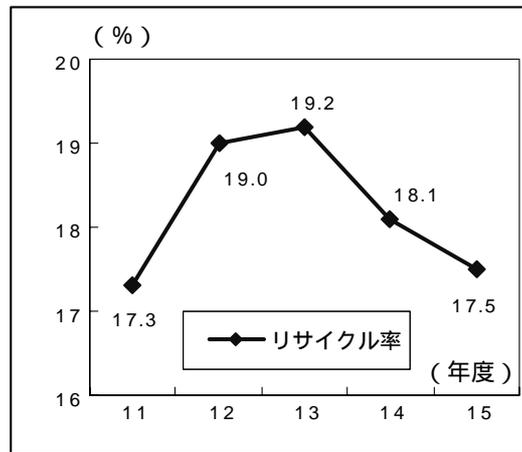


板橋区のごみ減量率の推移



(対10年度比)

板橋区のリサイクル率の推移



4 - 3 長期目標及び短期目標の体系

長期目標「資源を循環させる都市」

ごみの分別の種類を増やし、資源として回収して、できるだけ循環利用します。

→ 短期目標「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」(P. 82 ~ 86)

長期目標「エネルギーを効率的に利用し、環境負荷の少ない行動を選択する生活」

地球温暖化防止や資源の有効活用の面から、エネルギーをできるだけ使わずに環境負荷の少ない生活を目指します。

→ 短期目標「消費エネルギーの削減、新エネルギーの普及」(P. 87 ~ 88)

長期目標「資源を循環させる都市」

ごみの分別の種類を増やし、資源として回収して、できるだけ循環利用します。

短期目標「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」

ごみはできるだけ発生させないようにすること、「発生抑制(リデュース)」が第一で、次にすぐごみにせず、他の人や他の用途に使ってもらうこと、「再利用(リユース)」、最後が回収して再び資源として利用すること、「再資源化(リサイクル)」という原則を推進していきます。

これまでの取組 p 82、 現状 p 83、 課題 p 84、 主体別の取組 p 84

これまでの取組

- ・リユース・リサイクル製品の率先使用
: 再生資源から作られた製品の利用を促進しています。
- ・リサイクルの指導、支援、組織づくり
: 延べ面積3,000m²以上の建築物には廃棄物保管場所、事業用途床面積3,000m²以上の建築物にはあわせて再利用対象物保管場所の設置を義務付ける等、指導を行っています(平成15年度保管場所設置指導件数: 45件)。一方、区民の自主的なリサイクル活動である集団回収について、活動団体に対して回収量に応じて報奨金を支給するなどの支援のほか、講座や研修等を実施しています(平成15年度集団回収量: 18,305t)。また、商店街・オフィスから排出される古紙について、中小規模の回収事業者が参加しやすい価格で民間による事業系古紙回収システムを構築し、行政回収費用を削減しています(平成15年度回収量: 790t)。
- ・区民へのコンポスト*容器の購入助成
: 生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入に必要な経費の一部を区が助成しています(平成15年度助成件数: 生ごみ処理機51件、コンポスト54件)。
- ・分別回収 : 平成12年度から清掃事業が移管されたことにより、都の資源回収事業と区独自の資源回収事業を統合して実施しています(平成15年度新聞資源化量: 2,212t、雑誌資源化量: 2,783t、段ボール資源化量: 2,329t、空き缶・空きびん資源化量: 5,900t、紙パック資源化量: 70t、廃乾電池資源化量: 54t、ペットボトル資源化量: 613t)。
また、アルミ缶を区内の学校で回収しています(平成15年度現在回収実施校: 36校)。
一方、清掃事業移管に伴い、法令に適合したびん、缶の中間処理施設を現在、建設中です(平成18年1月稼働予定)。また、区の施設で発生した古紙を経済的かつ効率的に収集処理し、古紙のリサイクルを積極的に推進し再資源化を行っています(平成15年度回収量: 7,324kg)。
さらに、回収した資源が安定して活用されるルートを確立するため、民間事業者と協働して、びんtoびんのリサイクルが難しい色付きの輸入ワインびん等を原

料にした各種舗装材を開発し、平成13年度末に区内商店街で、ワインびん換算約50万本を使用しました。

・フリーマーケット・リサイクルショップ等の活用支援

: 区内の消費者団体・グループ等が日頃から学習、活動している成果を広く区民に発表する場として、板橋区消費生活展を開催しています(平成15年度来場者数: 4,100人)。また、リフォーム講座を開催し、衣類のリフォームを通じて、資源の大切さを啓発しているほか、リフォームした作品を発表する機会を毎年1回リフォーム作品展として行い、一般区民に対しても啓発しています(平成15年度講座実施回数: 12回、参加人数: 275人)。

エコポリスセンター内のリサイクルサロンで、家庭で不用となった製品を他の区民が購入できるようにしています(平成15年度出品件数: 143,532件、購入件数: 122,436件)。また、フリーマーケットを開催しています(平成15年度4回開催)。

・落ち葉のリサイクルや剪定枝のチップ化

: 剪定枝をチップ化しています(平成15年度チップ化量: 182.6m³)。学校や公園の落ち葉をたい肥化するためのたい肥場を設置しています(平成11年度~15年度たい肥場設置公園数: 14公園、設置校: 16校)。

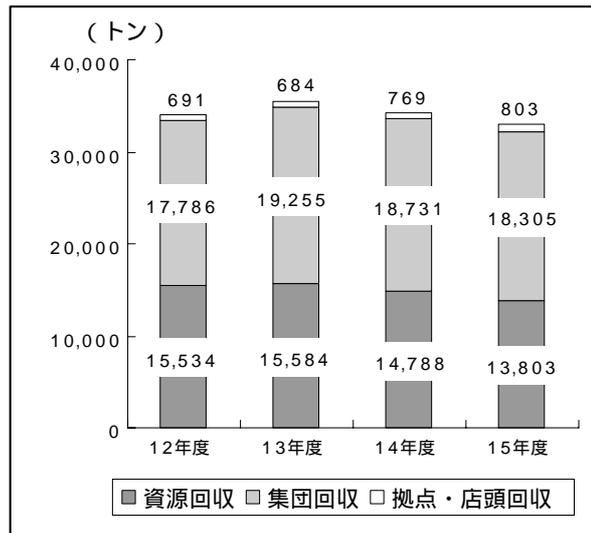
現状

板橋区のリサイクル率: 17.5%(平成15年度)

区が収集するごみの量は年々減少していましたが、ここ数年は横ばいの傾向にあります。また、資源回収量は平成13年度をピークにやや減少しています。

平成12年6月に、ごみやリサイクルに係わる施策の根幹となる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。さらに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が新規に制定・公布され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の改正や「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」の整備などもほぼ同時に行われました。これにより既に公布されている「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法*)」(平成7年6月)、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法*)」(平成10年6月)と併せて、循環型社会形成に向けた法体系が整いました。また、清掃事業が平成12年度より東京都から移管されたことにより、平

板橋区の資源回収量の推移



成11年12月にそれまでの「東京都板橋区資源の有効利用促進に関する条例」を廃止し、「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定しました。

区民アンケート調査によると「ごみの分別を区のルールにしたがって行っている」割合はほぼ100%となっています。「区や地域で行っている資源回収に積極的に協力している」割合や「電化製品や家具などは出来るだけ長く使うようにしている」割合、「リサイクル商品や詰め替え商品などを優先的に購入している」割合も高く9割近い実施率となっています。ごみに関して実施率が低い取組としては「たい肥化などによって生ごみの減量に努めている」となっています。

今後区民が取り組むべき項目として「ごみの減量や分別・リサイクル」をあげている割合(複数回答あり)は非常に多く回答者の2/3を占めています。行政が取り組むべき項目としては、「不法投棄やごみの散乱防止」をあげている割合(複数回答あり)が1/3近くありました。ただし、この項目は区民が取り組むべき項目でも同程度の割合を占めています。その他、行政には、「ダイオキシン*など有害化学物質への対応」も求められており、ごみの適正処理に対する区民の関心の高さがうかがえます。

課題

循環型社会形成に向けた法体系が整ったことを受け、計画の施策体系にそれらの法律運用に関連した施策が必要です。

ごみ関連の施策をごみの減量(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)、適正処理の項目に整理し直す必要があります。特に、ごみ減量のためには、発生抑制が重要であることを引き続き啓発していくことが必要です。

より効率的な資源循環システムを構築していくため、リユース、リサイクルの新たな施策を検討する必要があります

主体別(区民・事業者・区)の取組

重点取組

ごみの発生抑制

ごみとなるようなものを減らすために、区民や事業者にごみを発生させない意識を啓発します。

重点取組

ごみの減量・リユース

ごみを減らすための工夫などを学習講座として開きます。

重点取組

資源のリサイクル

より多くのごみを資源とするために分別回収を推進します。

リユース・リサイクル製品の普及

リユースされた製品や資源ごみからつくられたリサイクル製品を普及するため、優先して購入するようにします。

ごみの適正処理

ごみ出しマナーの悪い箇所に対して指導などを行い、ごみの適正処理を進めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
<p>区 民</p>	<p>買い物袋を持参するなど、レジ袋や過剰包装をできるだけ求めないようにします。</p> <p>家族が食べきれるだけの適量の調理をする、食べられる部分は工夫して調理するなど、生ごみの発生抑制に心がけます。</p> <p>使い捨て商品を購入せず、再生品や詰め替え商品や再生利用しやすい商品を優先的に購入します。</p> <p>修理できるものは修理して長く使うとともに、不要なものは、フリーマーケットやリサイクルショップに持ち込みます。</p> <p>ごみの資源回収に協力します。</p> <p>コンポスト*容器や生ごみ処理機を活用し、ごみの発生抑制に努めます。</p> <p>ごみ出しルールを守ります。</p> <p>家電リサイクル法*など、事業者が回収するものはごみに出さないようにします。</p>
<p>事業者</p>	<p>建設工事等において、産業廃棄物の発生量が少ない工法や建設廃材の再生利用に努めます。</p> <p>製品の企画・製造段階から廃棄方法や再生利用を考えた製品の開発に努めます。</p> <p>流通・販売段階では、梱包材を必要最低限にし、過剰な包装をさけ、ごみの発生を最小限にとどめるよう努めます。</p> <p>事業所における不要な印刷やコピーを行わないなど、紙ごみの減量に努めます。</p> <p>事業系ごみは分別を徹底し、資源物はリサイクルに回してごみの減量化に努めます。</p> <p>産業廃棄物の処理業者、処分ルート、処理方法などについて把握し、不法投棄や不法な処理が行われないようにします。</p> <p>建設リサイクルなど産業廃棄物に関する法律を遵守します。</p>

主体別取組	施策を推進するための取組
<p>区</p>	<p>公共事業において、産業廃棄物の発生量が少ない工法の採用を進めます。</p> <p>マイバッグ*持参運動を推進します。</p> <p>家庭ごみの有料化を検討します。</p> <p>ごみ発生抑制の啓発パンフレットを作成し配付します。</p> <p>ごみ減量のための出前講座を実施します。</p> <p>障害者向けの授産事業の中でごみ減量の取組を実施します。</p> <p>コンポスト*容器や生ごみ処理機の購入費を助成します。</p> <p>学校から発生する生ごみをたい肥化します。</p> <p>公園から発生する落ち葉、剪定枝をたい肥化するなどして活用します。</p> <p>不法駐輪されて、所有者が放棄した自転車を修理してリサイクルします。</p> <p>集合住宅建設時には資源有価物置場を設置するように指導します。</p> <p>集団回収を支援します。</p> <p>商店街・オフィスにおいて古紙回収を実施します。</p> <p>板橋区資源化センターを充実させます。</p> <p>板橋区の施設における資源回収を推進します。</p> <p>ビン、缶、不用用紙の分別回収を推進します。</p> <p>紙パック・廃乾電池・ペットボトルの拠点回収を推進します。</p> <p>アルミ缶回収校を支援します。</p> <p>廃プラスチックのリサイクルを進めます。</p> <p>グリーン購入*を推進します。</p> <p>グリーン商品とそれを品揃えする商店に関する情報発信を進めます。</p> <p>フリーマーケット等を支援します。</p> <p>板橋区産業融資制度を充実させ、再生品などを扱う事業者を支援します。</p> <p>ごみ焼却灰溶融スラグ*やガラス・カレットを道路舗装等に活用します。</p> <p>高齢者・障害者に対する戸別収集を実施します。</p> <p>商店街等戸別収集モデル事業を実施します。</p>

: 重点取組に関連

環境ワークショップで出された提案	
<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみをたい肥化させ、家庭菜園などで使います。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不用になったときに消費者による適正処理が困難な製品等は、製造、流通、販売業者が連携して引き取り、回収のルートを確保するよう努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ビンや缶などにデポジット制度を導入します。

長期目標「エネルギーを効率的に利用し、環境負荷の少ない行動を選択する生活」

地球温暖化防止や資源の有効活用の面から、エネルギーをできるだけ使わずに環境負荷の少ない生活を目指します。

短期目標「消費エネルギーの削減、新エネルギーの普及」

省エネ行動だけでなく、設備の面からも省エネルギーを推進し、太陽光などの新エネルギーの普及を進めます。

これまでの取組 p 87、 現状 p 87、 課題 p 87、 主体別の取組 p 88

これまでの取組

- ・公共施設での電気・ガス使用量削減
 - : 各学校で高効率型照明器具に取り替えています(平成11～15年度全校実施)。
 - 施設更新時に省エネルギー型機器へ変更しています(平成13年度赤塚支所で冷温水発生器に変更、平成15年度本庁舎ESCO事業)。
- ・省エネ住宅・工場建築への助成
 - : 「住宅資金利子補助」事業は平成15年度で終了しました。産業融資制度において、省エネに関する融資実績はありませんでした。
- ・大規模建築物等に対する指導
 - : 省エネルギーの措置については、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正(H15.4.1施行)により、一定規模の建築物について指導しています。

現状

板橋区全体から排出する温室効果ガス削減に向けた取組状況(エネルギー関連)

エネルギー関連項目	平成14年度
区民一人当たりの電気使用量	4.2%増加
区民一人当たりのガス使用量	8.8%増加

数値は全て平成10年度比

エネルギー使用量は平成11年度から増加傾向にあります。

区民アンケート調査によると、日常生活の利便性と環境保全の兼ね合いについて、「日常生活を多少犠牲にしても環境の保全に取り組む」の割合が計画策定時と比較して1.5倍の36%に増加しています。日常の環境保全行動について、節電や節水などの行動の実施率は6割以上となっています。今後行政が取り組むべき項目として「太陽熱・光、風力など新エネルギーの活用」をあげている割合(複数回答あり)が2割程度ありました。

課題

区民の意識として、太陽熱・光、風力など新エネルギーの活用については、それほど重要視されていないため、継続的な普及・啓発が必要です。

区民の意識として、環境に配慮した商品を購入するべきだと考えている傾向にあるため、区として今後も関連情報の提供などの啓発に積極的に取り組む必要があります。

主体別（区民・事業者・区）の取組

省エネルギーの推進

日常生活の節電・節水や、自動車利用の自粛のほか、設備面での省エネルギーを進めます。

新エネルギーの普及

太陽光発電システムや太陽熱温水器などの新エネルギーの普及を進めます。

主体別取組	施策を推進するための取組
区民	<p>家電製品などの購入にあたって、省エネルギー型のものを選んだり、カーテンを利用して冷暖房効率を高めたり、主電源をこまめに切るなど、日常生活での省エネルギーを徹底します。</p> <p>住宅の新築・改築時には、断熱・通風・採光・緑化などに配慮した省エネルギー構造を積極的に採用します。</p> <p>太陽光発電システムや太陽光熱温水器などを積極的に設置するようにします。</p>
事業者	<p>省エネルギー型の照明・OA機器の導入、ブラインド等による温度調節を行うなど、オフィスの省エネルギーに努めます。</p> <p>事業所や工場の新築・改築時には、自然エネルギー*の利用や屋上緑化*など、環境負荷を低減する構造を積極的に採用します。</p>
区	<p>公共施設において省エネルギー型機器を導入します。</p> <p>板橋エコアクション（板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定）事業を推進します。</p> <p>民間建築物に対する省エネルギー設計を採用するよう指導します。</p> <p>省エネや新エネが取り入れられた環境共生住宅の情報を提供します。</p> <p>公共施設に太陽光発電システムなど新エネルギーを導入していきます。</p> <p>板橋区産業融資により、省エネルギーや新エネルギーの技術開発を進める事業者を支援します。</p> <p>民間建築物への太陽光発電システム・太陽熱温水器の普及を啓発します。</p> <p>民間建築物に対する新エネルギー設計を採用するよう指導します。</p>

区民ワークショップに出された提案	
<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働き方、生活形態(ライフスタイル*)から省エネルギーを考えます。 大量に消費するエネルギーを減らすため、深夜営業をしない地区を地区計画や地区協定で検討します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> スーパーやコンビニエンスストア、自動販売機の電気は夜間、電源を落とします。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平均的な区民1人当たりの省エネルギーのモデルを検討します。 街灯は太陽光発電システムによる電力を使います。

第4章

計画の推進

1. 計画の推進・進行管理組織

本計画の推進については、庁内横断組織と区民の推進組織が連携しながら取組を進め、進行管理については、庁内組織と区民組織だけでなく資源環境審議会にも報告し、評価を得ながら進めていきます。

1 - 1 環境管理本部会議

既存の環境マネジメントシステム（ISO14001*）の庁内推進組織に、本計画の推進・進行管理の機能を追加して、区の全課を横断して環境の保全・創造に係る施策を推進し、本計画の進行管理を行います。

【構成】

環境管理本部会議は、庁内各課の課長などから横断的に構成します。

【環境管理本部会議の役割】

主に以下の役割を担います。

- ア 各課で取り組む環境の保全に係る施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- イ 周辺市区町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と板橋区から周辺市町村などに対する環境情報の発信
- ウ 各課で取り組む環境の保全に係る施策・事業についての点検・評価
- エ 施策・事業の点検・評価結果を、本計画の環境報告書*としての環境白書の作成
- オ 環境報告書(環境白書)に対する区民、資源環境審議会等からの意見・評価をふまえ、次年度以降の年次計画に反映

1 - 2 いたばし環境区民の会（仮称）

環境保全の取組を推進するため、区民が自主的に運営し、民間団体と区の各課との調整や計画の推進を行う組織を設立します。

【構成】

区民、民間団体、事業者などから構成します。

【役割】

主に以下の役割を担います。

- ア 環境白書等に基づく、区の施策・事業の実施、計画全体の進捗状況に対しての意見・提案
- イ 区民や民間団体が環境への取組を実施するにあたって、必要になる庁内との調整

1 - 3 資源環境審議会

計画の目標に向けた進行管理について、環境報告書(環境白書)やそれに対する区民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しにあたって区長に助言を行います。

【構成】

区議会議員、学識経験者、地域団体等の代表者、区民、関係行政機関の職員、区職員により構成します。

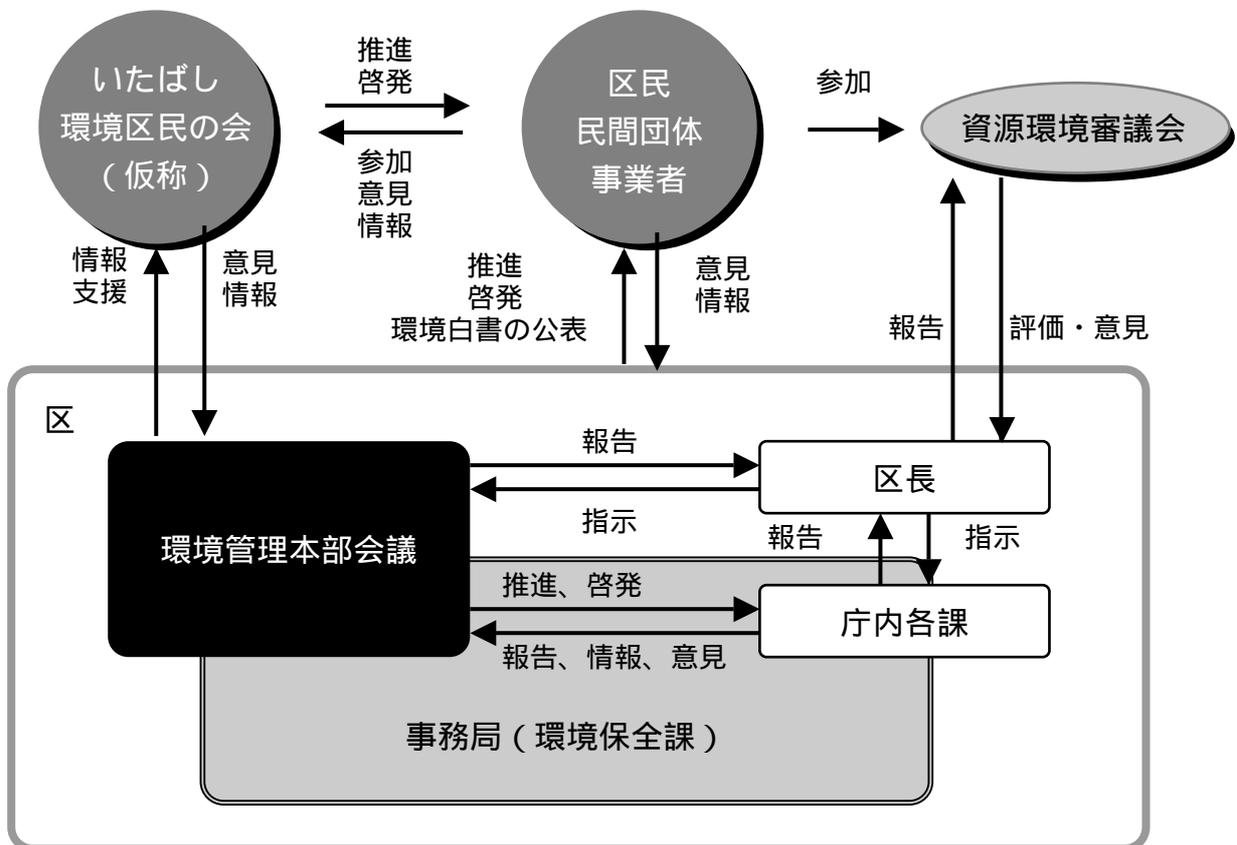
(参考資料 東京都板橋区資源環境審議会条例 参照)

【役割】

東京都板橋区資源環境審議会条例第2条に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- ア 区が定める資源及び環境に関する計画の策定及び変更に関すること。
- イ 資源及び環境に関する区の主要な施策に関すること。
- ウ 資源及び環境施策の報告に関すること。
- エ その他資源及び環境の施策を推進するために必要と認める事項

計画の推進・進行組織の関係図



2. 計画の進行管理

2 - 1 進行管理の基本的な考え方

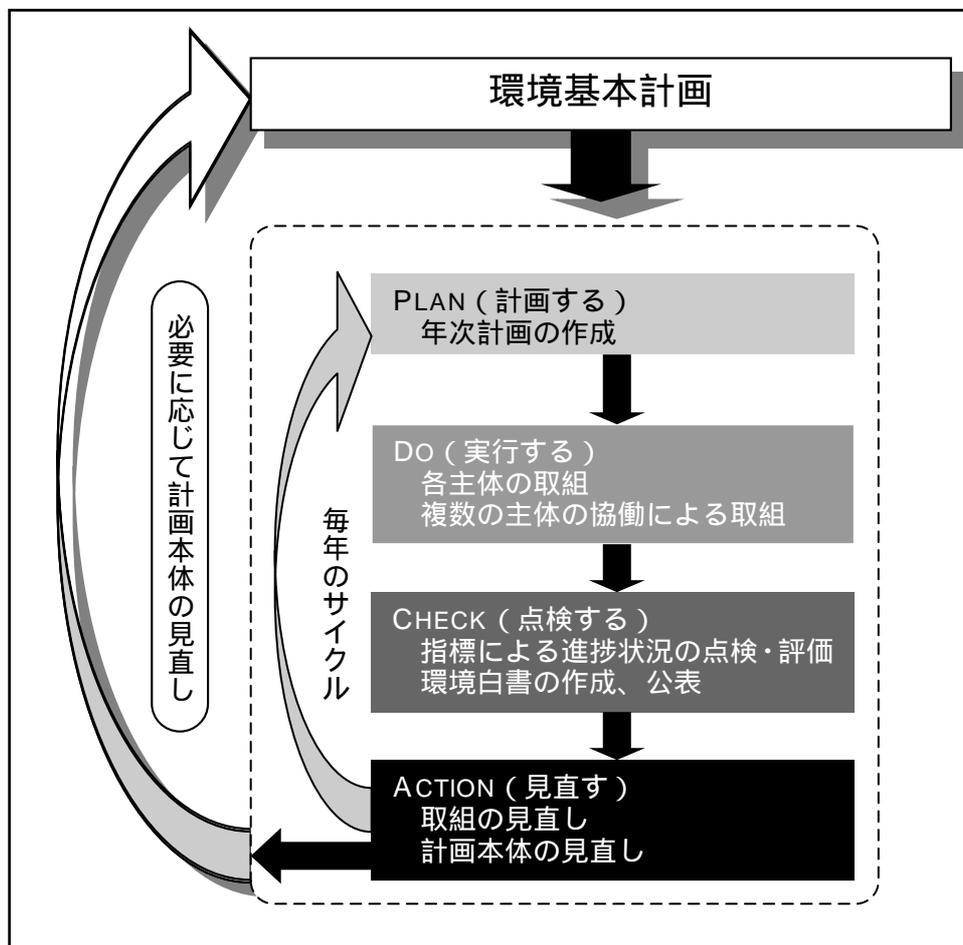
PDCAサイクル*の導入

この計画を実効性のあるものとしていくためには、計画の施策・事業を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組にフィードバックさせていく仕組みが重要です。

そこで、この計画の進行管理は、PDCAサイクル*を用いて、[PLAN・計画] [DO・実行] [CHECK・点検] [ACTION・見直し] という流れで行います。

このPDCAサイクル*は、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

PDCAサイクルによる進行管理



2 - 2 環境指標と活動指標による進行管理

新しい環境基本計画では、進行管理の手法として、指標による目標の進捗状況管理を考えています。4つの望ましい環境像や長期目標、短期目標については環境指標で進行管理し、施策や具体事業については活動指標で進行管理します。

環境指標

環境指標は、区の事業や区民・事業者の取組によって環境がよくなっているか、それとも環境に影響を及ぼす事象により環境が悪くなっているのかを見る「板橋区全体の環境のものさし」です。個々の事業や取組による効果がすぐには指標に現れないこともありますが、計画全体の進行管理を把握し、評価するために用います。

環境指標の例：浮遊粒子状物質*の環境基準達成率、緑被率、区民一人当たりの公園面積、板橋区全体から排出される温室効果ガス、リサイクル率など

活動指標

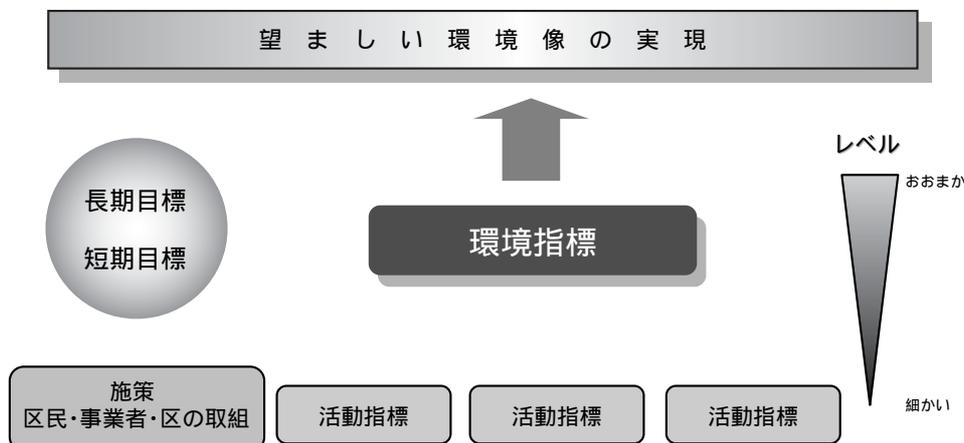
活動指標は、各主体が期待される取組を着実に実行に移しているかどうかという、「取組の進捗状況」です。取組がなかなか進まない場合には、その原因を検討し取組が進むように条件を整えていく必要があります。

活動指標の例：ISO14001認証取得支援数、公園新設・改修数、環境教育の講座開催数、ごみ収集量、資源回収量など

活動指標については、既存の行政評価*システムなどの指標を活用します。

ただし、既存の行政評価*システムなどでは、全ての施策や事業を進行管理していません。活動指標による進行管理の対象となる施策や事業は行政評価*システムなどの対象となっている施策や事業と重点取組となります。つまり、重点取組については、行政評価*システムなどで進行管理の対象となっていない場合でも環境基本計画の中で活動指標を独自に設定し、進行管理していきます。

指標のレベルのイメージ

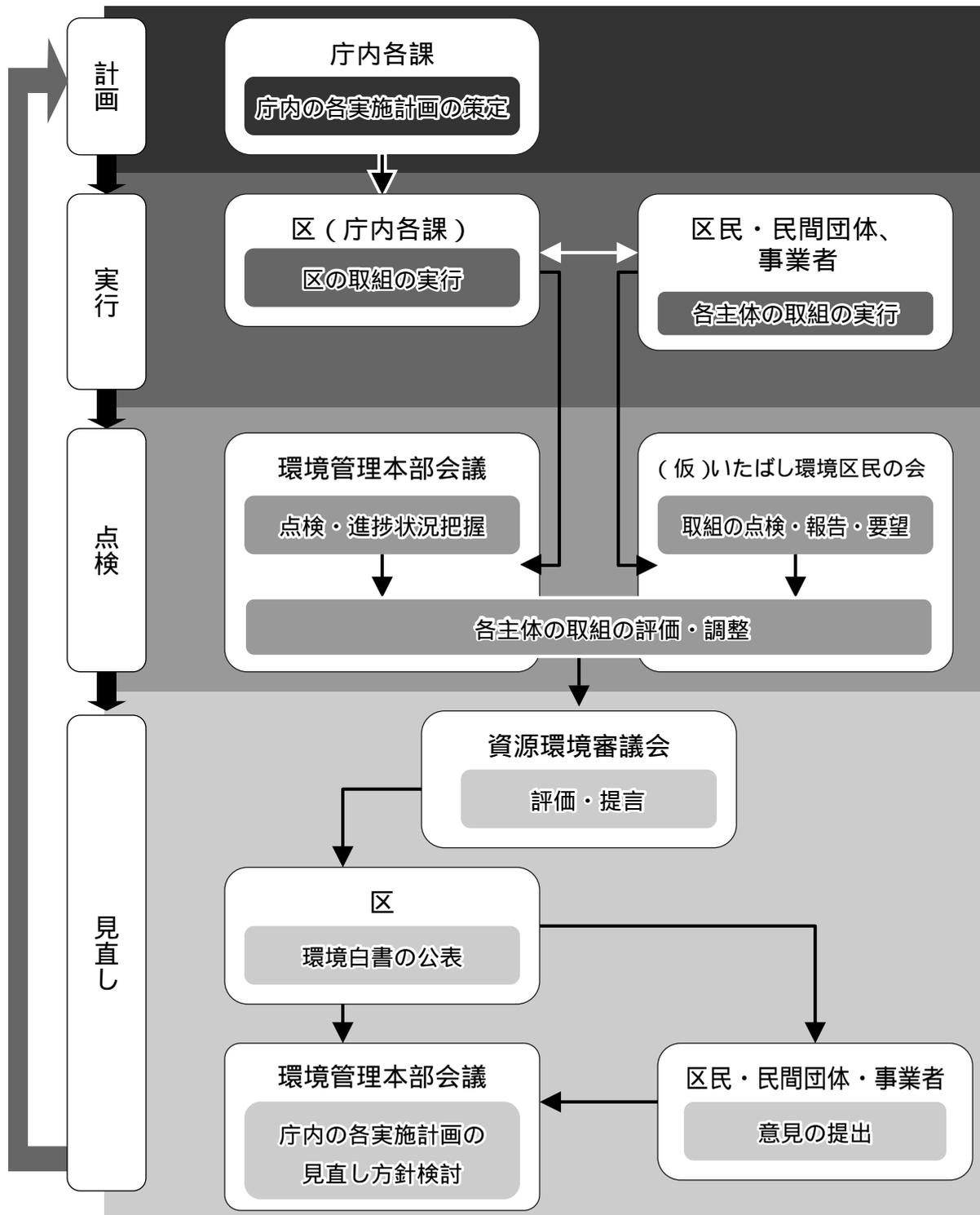


2 - 3 区民参加による進行管理

環境指標などを用いて点検・評価した結果は「環境白書」としてとりまとめた上で公表し、区民からの意見を募集します。また、区民が参加するいたばし環境区民の会(仮称)、資源環境審議会は環境白書に基づく計画の進捗状況や効果を検討します。

これらの各組織・主体から寄せられた意見は、次年度以降の施策や取組へと反映していきます。

進行管理の各段階におけるイメージ



3. 活動指標一覧

活動指標一覧 (1/3)

環境像	長期目標	短期目標	活動指標
健康と安全の確保	環境負荷の少ない社会構造	固定発生源対策の推進	ISO14001認証取得事業所数 板橋エコアクション参加事業所数 工場・事業場等の苦情件数 認可・届出による指導件数 相談・苦情処理件数 大気 (SO ₂ 、NO _x 、SPM)、騒音 臭気の測定データ
		自動車公害対策の推進	浮遊粒子状物質*濃度 自転車駐車場の整備台数 放置自転車台数 低公害車普及台数 庁有車・清掃車の低公害車台数 大気 (SO ₂ 、NO _x 、SPM)、騒音、 臭気の測定データ 自動車交通量
		新たな生活ルールの確立	キャンペーン開催数 喫煙マナーアップ推進員登録数 啓発用看板配付数 調査地点での散乱ごみ数 生活苦情件数 啓発パンフ作成数 清掃活動団体数 リサイクル推進員研修回数
	健康を脅かす物質の対策	有害化学物質の適正管理	有害化学物質 (ダイオキシン*、トリクロロエチレン*等)濃度 PRTR*、適正管理化学物質対象事業場数及び使用量、排出量

は重点取組に対応する活動指標

活動指標一覧(2/3)

環境像	長期目標	短期目標	活動指標
自然とアメニティの保全と創造	身近に自然とふれあえる生活空間	樹林地、農地の保全	区民農園面積 農地面積 保存樹林面積 保存樹木本数、 保存生垣延長距離 市民緑地の開設数
		緑のネットワーク化	公園面積 屋上緑化* 助成件数 公園新設数 公園、緑道の改修数 生垣助成、ブロック塀撤去の距離 公共施設の緑化件数 緑化推進地域数 区民による公園維持管理数
		水環境の保全	雨水浸透ます* 設置基数 雨水利用施設数 雨水貯留・浸透施設設置量 区民一人当たりの水道使用量
		生き物とのふれあいの場の保全・創造	自然観察会、講習会参加者数 自然環境実態調査数 生物生態園整備数 歩いていける公園整備率 親林塾参加者数 体験農業参加者数 ふれあい農園利用者数
	板橋の文化・風土が伝わる都市空間	歴史・文化資源の保全・活用、快適空間の創造	エコポリス板橋環境行動会議活動数 文化財登録指定数 美術館、郷土資料館利用者数

は重点取組に対応する活動指標

活動指標一覧 (3/3)

環境像	長期目標	短期目標	活動指標	
地球環境問題の克服	率先して地球環境問題に取り組み続ける自治体	率先行動の推進	職員一人当たりのCO2排出量 区役所の電気、ガス、水道使用量 区役所の廃棄物量、可燃物量 庁有車・雇い上げ車の燃料使用量 区役所の用紙使用量 職員の意識向上の割合 非熱帯材型枠の使用割合 農薬、毒劇物 危険物等の保管量	
		国際的な環境ネットワークづくり	こどもエコクラブ参加人数 グローブプログラム*参加人数 海外研修生受け入れ人数	
	地球規模の環境意識を持った板橋区民	ライフスタイルの変革	板橋エコアクション参加家庭数 区民一人当たりのCO2排出量 板橋区全体の電気、ガス、水道使用量 板橋区全体の廃棄物量環境保全団体数	
		地球環境に関するわかりやすい情報提供	環境学習講師派遣件数 講座開催数・参加者数 エコポリスセンター入館者数 普及啓発パンフレット配布数 ホームページアクセス件数	
	循環型社会の構築	資源を循環させる都市	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	ごみ収集量 集団回収登録団体数 集団回収量 商店街・オフィス古紙リサイクル参加事業所数・回収量 ごみの集積所・回収拠点数 リサイクルサロン出品件数 資源回収量 講座や研修等の実施回数 学校堆肥場設置数 コンポスト*・生ごみ処理機普及台数
		エネルギーを効率的に利用し、環境負荷の少ない行動を選択する生活	消費エネルギーの削減、新エネルギーの普及	太陽光発電システム、太陽熱温水器の設置数 区民一人当たりの電気、ガス使用量

は重点取組に対応する活動指標

參考資料

1. 用語解説

()の数字は掲載ページを示します。

あ行

アイドリングストップ (40,44)

自動車が走っていない時にエンジンのかけっぱなし(アイドリング)をやめることをいいます。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排ガスも減らせます。

アメニティ (13,15)

場所、気候風土、自然、社会環境など人間の住みややすさの概念で「快適環境」と訳されます。アメニティは「心地よさ」を表すラテン語に由来する言葉です。

板橋区基本計画 (10,12)

基本計画である「いたばし2005計画」は、平成7年11月に策定した「板橋区基本構想」に基づき、区の将来像である「活力ある緑と文化のまち"板橋"」の実現のため、区政の長期的指針として定めたものです。また、区民と区が協働して達成すべき目標でもあります。この基本計画は、平成8年度～17年度までの10年間に、区が主として取り組むべき具体的事業の達成目標を基本構想に掲げる基本目標に従い、体系的に明らかにしたものです。

板橋区都市計画マスタープラン (12)

都市計画法に基づき、区民と区が協働して進めるまちづくりの際に「基本的考え方」を示す指針として、板橋区では、平成10年2月に策定しました。

板橋区緑の基本計画 (12)

都市緑化法の改正により、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合し、総合的な緑のマスタープランとなる「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、板橋区では、平成10年5月に策定しました。

インターシップ (76)

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度です。

雨水浸透ます (58,59,60,61,95)

道路や宅地に降った雨水を集めて、地中に浸透させるため、穴や底の開いた「ます」のことです。

雨水流出抑制 (58)

治水対策の一環として、雨水の地下浸透あるいは貯留によって、河川や下水道への雨水の流出量を抑制することをいいます。河川の流域ごとに透水性舗装、雨水浸透ます、貯留施設の設置により実施されています。

エイトライナー (41,44)

環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港から赤羽駅までの約43kmを結ぶ新しい公共交通システムです。

エコポリス板橋 (2,3,4)

エコポリスとは、「エコロジカル(生態系)」と「ポリス(都市)」の合成語で、環境に配慮した「環境保全型都市」を意味します。板橋区では、平成5年4月に人と環境

が共生する都市として、「エコポリス板橋環境都市宣言」を行いました。

屋上緑化・壁面緑化 (5,55,56,88,95)

ビルや一般家屋等の屋上や壁面を緑化することです。緑化と緑被面積の拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図られるほか、緑化による断熱効果で冷房用エネルギーの省エネ効果もあります。

オゾン層の破壊 (13)

高度約15～40kmにある成層圏では、紫外線により酸素(O_2)からオゾン(O_3)が生成され、オゾン層を形成しています。オゾン層には有害な紫外線や日射を吸収し、地球の生物を守る役割を果たしています。しかし、フロンやハロンが原子状の塩素を放出してオゾン層を破壊することにより、有害な紫外線が直接地表に届くこととなり、皮膚ガンや白内障が増えたり、植物やプランクトンの生育が阻害されることが心配されます。

温室効果ガス (1,8,22,30,67,68,70,75,87,92)

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しています。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に暖まり、温室効果もたらされます。この赤外線を吸収する性質を持つガスを温室効果ガスといいます。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄があります。

か行

崖線樹林 (53)

板橋区には、荒川沖積低地に面した武蔵野台地の崖線があり、急傾斜地であるため開発されずに樹林のまま残っているところが多くあります。崖線沿いには湧水が多く、景観上も極めて重要な緑地となっています。

家電リサイクル法 (1,83,85)

家庭で不用となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律です。

環境マネジメントシステム (2,4,5,10,24ほか)

自治体や企業などの組織が、その活動から生じる環境への影響を、自主的・継続的に改善していくための経営方法や仕組みです。

環境家計簿 (4,74)

消費者が楽しみながら、また家計の節約を励みとしながら、自然に環境保全に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫したものです。

環境報告書 (2,89)

事業者の環境問題に対する考え方、取組内容、取組実

績、さらには将来の目標等が体系的にまとめられている報告書をいいます。環境報告書を作成する意義は、利害関係者とのコミュニケーションの重要なツールであるとともに、社会に対して自らが発生させた環境負荷について、説明責任を果たすものです。

環境ホルモン(49)

正式には、内分泌攪乱化学物質といえます。“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。分解しにくく、残留性が高い特性を持ち、現在までにダイオキシン・PCB・農薬のDDTなど約70種類が確認されていますが、さらに1,000種類以上の化学物質が疑われています。環境ホルモンを摂取すると、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼすといわれています。

行政評価(10,31,92)

行政が取り組む施策や事務事業の成果を数値など区民に分かりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていく制度です。

京都議定書(1,22)

1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議によって採択された議定書です。その内容の中心は、1990年を基準として2008年から2012年までの5年平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれたことです。日本は6%の削減目標が取り決められました。

グリーンカレッジ(74)

板橋区では高齢者のライフスタイルの変化や、多様化・高度化する学習能力に応えるとともに、地域社会での活動メンバーとしての役割を担える力を修得することを目的に、2年制の大学校を勤労福祉会館内に開校しています。

グリーン購入(5,69,86)

物品やサービスを購入するにあたって、環境に配慮したものを優先的に選択することで、環境への負荷を低減する有効な方法のひとつです。

グリーン電力証書システム(6)

自然エネルギーによって発電された電力のもう一つの価値、すなわち省エネルギー(化石燃料削減)・CO₂排出削減などといった価値を「グリーン電力証書」という形で具体化することで、企業などが自主的な省エネルギー・環境対策のひとつとして利用できるようにしたシステムです。

グローブプログラム(72,73,96)

「環境のための地球規模の学習および観測」(GLOBE)を行うプログラムのことで、子どもたちの国際的な環境科学および環境教育に関するプログラムのことです。

建設副産物(71)

建設活動に伴い二次的に発生するものをいいます。アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材等があります。

固定発生源(9,16,31,33,35,36,37,38)

私達が社会活動を行なうことによって発生する大気汚

染物質の発生源には、工場、事業場などの固定発生源と自動車、航空機などの移動発生源があります。固定発生源には、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、廃棄物焼却施設などが当てはまります。

コンポスト(27,82,86,96)

生ごみ、落葉、剪定枝など様々な有機物を原料に、微生物の働きで発酵・分解してできる堆肥のことです。

さ行

持続的発展が可能な社会(1,2,21)

「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future(我らの共有の未来)」の中で使われている言葉で、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような社会(開発)」と定義しています。

酸性雨(13,77)

通常の雨は二酸化炭素を炭酸として溶かしているため、pHは5.6程度を示します。これより強い酸性の雨を酸性雨といえます。工場や自動車から排出された硫酸酸化物や窒素酸化物が大気中を長時間漂う間に酸化が進み、水に溶けやすい物質になり、ついには雨に含まれて降るものです。

自然エネルギー(19,26,88)

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力などの自然現象から得られるエネルギーのことをいいます。化石燃料や核エネルギーとは異なり、資源は無限にあり、地球温暖化や廃棄物による環境汚染等のないクリーンなエネルギーです。

シックハウス(49)

住宅の新築や改装工事後、住宅建材から室内に発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で体調不良または健康障害を引き起こす事を言います。頭痛、喉の痛み、眼の痛み、鼻炎、嘔吐、呼吸器障害、めまい、皮膚炎などが症状として挙げられます。

ゼロエミッション(19,70,71)

産業における生産活動の結果、排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団(産業クラスター)を構築しようとする国際連合大学が提唱している構想です。簡単に言えば、廃棄物や廃熱として捨てられているものを必ず活用して、無駄に燃やされたり、埋められたりしないようにすることです。

た行

ダイオキシン類(2,9,30,34,35,48,49ほか)

有機塩素化合物の一種で、発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されています。大きく分けると、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3種類に分類されます。

地球温暖化(1,8,9,10,13,19,22)

地球は温室効果ガスにより地表の温度が生存に適した

程度に保たれていますが、産業活動等の増加によってエネルギーや資源を大量消費し、大気中のCO₂、メタン等の温室効果ガスが増加します。これに伴って、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇することです。

電気自動車(40)

バッテリーに備えた電機でモーターを回転させて走る自動車です。このため自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車(ガソリン車等)と比べ大幅に減少します。電気を作る際に、発電所から排出される分を考慮に入れても、NOxやCO₂の排出は通常の自動車より少ないことが特徴です。

典型七公害(35,36,46)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のことで、従来型公害とも呼ばれています

特別管理産業廃棄物(71)

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものです。特別管理産業廃棄物管理責任者の選任や特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の義務づけなど、普通の産業廃棄物に比べ特段に厳しい管理及び処理体系が定められています。

特定化学物質(37,48)

PRTR法に基づく排出量及び移動量の届出の対象である第一種指定化学物質のことです。

特定フロン(69,71)

CFC(クロロ・フルオロ・カーボン)のことで地球温暖化やオゾン層破壊への影響が大きく、1995年末に先進国では生産が全廃され、また、2010年までに途上国でも生産が全廃されることとなっていますが、現在も廃車前の自動車では、エアコンに特定フロンを使用したものが残っています。

トリクロロエチレン(2,48,49,94)

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどととも地下水汚染の原因物質となっています。

土壌汚染(13,37,49,58)

有害物質等が水や大気を通じて、または直接土壌に浸透し生じる汚染です。いったん生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要です。

な 行

ニリンソウ(3)

都立赤塚公園大門地区に約200mに広がる都内最大の自生地がある多年草で、板橋区の花として昭和55年に指定されました。根生葉は3全裂し、側裂片は更に深く2裂します。柄のない茎葉は3枚輪生します。茎葉の間から普通2本の長い柄を出し、先端に直径2センチくらいの白い花をつけます。

熱帯林の減少(13)

熱帯多雨林の高温多湿な気候は地球上で最も種の多様性に富んだ生態系を成立させており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれています。また、熱帯林は地球上の生きた植物の現存量の50%強を占める巨大なバイオマスですが、近年の森林破壊によって、バイオマス中に蓄えられた炭素が大気中に放出され、地球温暖化を加速させている可能性があります。過度な焼畑耕作、薪炭材の過剰採取、放牧地や農地などの転用、不適切な商業伐採などがこの熱帯林の減少の直接原因と指摘されています。

燃料電池自動車(18)

水素と酸素を電気分解の逆のように反応させてエネルギーにし、電気を起こす燃料電池を発電装置とした自動車です。排出物は、燃料電池の中で水素と酸素が反応してできた水だけのため、クリーンな自動車です。

は 行

ハイブリッド自動車(18,40)

制動時のエネルギーを電気や圧力エネルギーに変換して保存し、発進・加速時にエンジンを補助する動力をもつ低公害車です。大気汚染物質の排出量がエンジンの場合より数割少なく、燃費も10%程度向上し、騒音も少ないのが特徴です。

ビオトープ(4,62,63)

Bio(生物)とTope(場所)との合成語で「生物生息空間単位」を意味します。野生生物の生息可能な自然環境を復元するための理論で、20年ほど前にドイツで用いられた用語です。

光触媒(45)

そのもの自体は触媒反応の前後で変化はしませんが、光(紫外線)を吸収することにより反応を促進するものをいいます。環境浄化アイテムとして二酸化チタンの光触媒製品が関心を集めています。

浮遊粒子状物質【SPM】(9,30,34,35,40,41,94)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が10μm(1μm=0.001mm)以下のものを指します。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出されます。浮遊粒子状物質の汚染がひどい地域で生活していると、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれる有害物質によるさまざまな影響が懸念されています。

プレリサイクル(3,74)

リサイクルをする前からごみを出さないように考えることです。事前(プレ)にリサイクルを心がけましょう。

ベンゼン(48,49)

無色の液体で、特有の臭気を持ち、燃えやすく有害です。ガソリンなどに含まれ、自動車排ガスや、石油化学工場からの揮発などで、年間1万トン余りが大気中に排出されています。発ガン性が確認されており、白血病の原因となります。

ま行

マイバッグ (3,74,86)

買い物時にスーパーやコンビニ等で配られるビニール袋が資源の浪費とごみの散乱を招くとして、消費者が買い物時にバッグやかごを持参するものです。

水循環 (13,58,60)

地球上の水が、降水、蒸発散、流出、貯留という現象を基本要素として地球上を循環する現象で、その経路や基本要素の種類は多様です。大きく分けて大気、陸地、海域の三つの系を連続して循環し、さらにその系ごとにより小さな水循環が起っています。

緑のカーテン (4,6,57)

「屋上緑化・壁面緑化」を参照

ミニサンクチュアリ (62)

自宅の庭やベランダなどを開放して、野生生物の生態系の守られているエリアを指します。本来は、「聖域」とか「避難場所」、さらに「鳥獣保護区」といった意味ですが、そのミニ版ということになります。

や行

湧水 (8,58,59,60,61)

地下水が自然に湧き出した水を湧水といい、湧き水のある場所を湧泉といいます。東京の湧水は、湧出の形態から大きくみると、台地の崖の部分から湧出する崖線タイプと台地上の谷地形のところから湧出する谷頭タイプに分けられます。板橋区では平成15年度現在、34カ所の湧水が確認されていますが、その半数は測定できないほどわずかな水量です。

ユニバーサルデザイン (66)

できるだけさまざまな人にとって、街や物を使いやすくすることです。また、この考えに基づいてつくられた街や物を指していることもあります。

容器包装リサイクル法 (1,83)

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、三者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的です。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市区町村が回収した容器包装の使用量に応じたりサイクルが義務付けられます。

溶融スラグ (86)

溶融スラグとは、家庭から出るごみを焼却炉で燃やした灰をさらに溶融炉で約1,400 の高温で溶融した結果、生成されるガラス質の固化物です。また、スラグは砂の代替材料として使うことができるので、インターロッキングブロックや道路のアスファルト舗装材などの建設資材等への利用が進められています。

ら行

ライフスタイル (1,10,19,31,67,74,75,76,88)

個人や集団の生き方で、単なる生活様式を超えてその

人のアイデンティティーを示す際に用いられます。

リサイクル (2,4,9,19,20ほか)

廃棄物を何らかの方法で、再度、活用することをいいます。再生、金属などの回収、助燃剤化、熱回収等があります。リサイクルの3Rはリデュース (reduce: 使用や購入を減らす)、リユース (reuse: 使い捨てにせず何度も使う)、リサイクルの事を指します。また、これにリフューズ (refuse: いらぬものを加えて断る) を加えて4Rということもあります。

リスクアドバイザー (38)

企業などの資産や事業活動に及ぼす様々なリスクの影響からもっとも費用効率よく組織を守るための、手法についてのアドバイスを行う人のことをいいます。

リスクコミュニケーション (38)

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を区民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

アルファベット

COP (1)

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などのガス削減について、国際的に取り組むことを定めた「地球温暖化防止条約 (気候変動に関する国際連合枠組み条約)」の締約国会議 (Conference of the Party) のことです。

ESCO (エスコ) 事業 (4,69,79)

「Energy Service Company」の略称です。

「省エネ見込み量」を省エネ改善計画段階において顧客に保証し、パフォーマンス (成功報酬) 契約に基づき、省エネ改善のための計画立案から改修、管理までの一連の役務を顧客に提供する事業のことをいいます。

ICLEI【国際環境自治体協議会】(72,73)

「International Council for Local Environmental Initiatives」の略称です。

地球規模の環境問題を解決するためには、世界のあらゆる地域における地方自治体の取り組みの強化こそが必要であるとの趣旨に基づき設立された地球の環境保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。

ISO14001 (2,4,6,10,36,37,38ほか)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行した、環境マネジメントシステム (自治体や企業などの組織が、その活動から生じる環境への影響を、自主的・継続的に改善していくための経営方法や仕組み) の国際規格です。

JICA【独立行政法人国際協力機構】(72)

「Japan International Cooperation Agency」の略称です。開発途上地域の経済および社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資する事を目的としています。

JETRO【独立行政法人日本貿易振興機構】(72)

「Japan External Trade Organization」の略称です。諸外国との調和の取れた経済関係の促進を図るため、主に、輸入の促進、発展途上国の輸出産業育成・工業化支援、投資と技術交流の促進、地域経済・中小企業の国際化支援、海外情報の収集・提供といった活動を行っています。

PDCAサイクル(91)

環境マネジメントシステムの基本となるもので、P(計画)、D(実施)、C(点検及び是正措置)、A(見直し)からなるサイクルのことです。

PRTR制度(9,37,48,49,94)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律「Pollutant Release and Transfer Register」の略称です。

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組みです。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、年に一回報告します。

TDM【交通需要マネジメント】(44)

「Transportation Demand Management」の略称です。自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいいます。

3R【スリーアール】(16,31,76,80,81,82)

「リサイクル」を参照

2. 検討組織

2-1 板橋区資源環境審議会

	氏名	団体名 / 役職名
会長	大西 隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
副会長	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
委員	京極 和旭	元淑徳短期大学教授
委員	松波 淳也	法政大学経済学部助教授（～平成16年7月23日）
委員	山田 正人	独立行政法人国立環境研究所主任研究員（平成16年7月24日～）
委員	高田 修	板橋区町会連合会会計（～平成15年11月24日）
委員	貝瀬 滋文	” 副会長（平成15年11月25日～平成16年10月13日）
委員	松戸 禎之助	” 副会長（平成16年10月14日～）
委員	西ヶ谷 重夫	東京あおば農業協同組合理事
委員	吉川 宏	板橋産業連合会副会長
委員	高橋 光男	東京商工会議所板橋支部副会長
委員	瀧本 義継	協同組合板橋資源化センター理事長
委員	森 誠	板橋区リサイクル事業協同組合理事（～平成15年11月24日）
委員	松原 健	” 副理事長（平成15年11月25日～）
委員	手島 地恵子	板橋区婦人団体協議会会長
委員	原田 曠暉	板橋区商店街連合会副会長
委員	鈴木 当子	板橋区消費者の会運営委員
委員	小泉 雅義	区民代表
委員	中村 一雄	区民代表
委員	野田 幹郎	区民代表（～平成16年7月23日）
委員	芳賀 勲	区民代表（～平成16年7月23日）
委員	梅村 有美	区民代表（平成16年7月24日～）
委員	清水 政征	区民代表（平成16年7月24日～）
委員	木下 達雄	板橋区議会議員
委員	佐々木としたか	板橋区議会議員
委員	小林 公彦	板橋区議会議員（～平成16年5月25日）
委員	大田 伸一	板橋区議会議員（～平成16年5月25日）
委員	高橋りゅうたろう	板橋区議会議員（～平成16年5月25日）
委員	中野 くにひこ	板橋区議会議員（平成16年5月26日～）
委員	田中 順一	板橋区議会議員（平成16年5月26日～）
委員	松村 けい子	板橋区議会議員（平成16年5月26日～）
委員	谷 みどり	環境省総合環境政策局環境計画課長（～平成16年6月30日）
委員	佐野 郁夫	” 環境計画課長（平成16年7月1日～）
委員	打田 武彦	東京都環境局総務部副参事（調整担当）（～平成16年3月31日）
委員	高橋 淑子	” 副参事（調整担当）（平成16年4月1日～）
委員	中村 豊	東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長（～平成16年3月31日）
委員	吉積 千春	” 一般廃棄物対策課長（平成16年4月1日～）
委員	小島 基之	板橋区助役

2 - 2 板橋区資源環境審議会幹事及び事務局

	役 職 名
幹事	政策経営部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長
事務局	環境保全課長、リサイクル推進課長、清掃事業課長、板橋東清掃事務所長、板橋西清掃事務所長、エコポリスセンター所長、みどりと公園課長

2 - 3 板橋区環境基本計画庁内検討会

	役 職 名
会長	資源環境部長
事務局	政策経営部政策企画課長、区民文化部商工振興課長、資源環境部環境保全課長、資源環境部リサイクル推進課長、資源環境部清掃事業課長、資源環境部エコポリスセンター所長、都市整備部都市計画課長、土木部計画課長、土木部みどりと公園課長、教育委員会事務局指導室長

2 - 4 環境ワークショップ

	参 加 者
	一般公募区民 35名

3. 板橋区環境基本計画の見直し検討経過

開催日	審議内容等
平成15年7月10日	第1回庁内検討会 ・見直しについての基本的な考え方について ・個別施策等の進捗状況調査について
平成15年7月24日	第15回資源環境審議会 ・環境基本計画の見直しのあり方について（諮問）
平成15年10月14日	第1回環境ワークショップ ・環境基本計画とは ・現行の環境基本計画について
平成15年11月10日	第2回庁内検討会 ・環境基本計画の進捗状況について
平成15年11月11日	第2回環境ワークショップ ・区の環境の推移について ・現行計画の目標について
平成15年11月17日	第3回庁内検討会 ・環境基本計画の進捗状況について
平成15年12月3日	第16回資源環境審議会 ・区民アンケート調査結果について ・進捗状況調査結果について
平成15年12月16日	第3回環境ワークショップ ・望ましい環境像「健康と安全の確保」、「自然とアメニティの保全と創造」についての課題検討
平成16年1月13日	第4回環境ワークショップ ・望ましい環境像「地球環境問題の克服」、「循環型社会の構築」についての課題検討
平成16年2月10日	第5回環境ワークショップ ・現行計画の課題のまとめについて
平成16年2月20日	第4回庁内検討会 ・現計画の課題の抽出と整理（案）について
平成16年3月16日	第17回資源環境審議会 ・課題の整理と見直しの方向性について ・環境ワークショップの中間まとめについて
平成16年4月26日	第6回環境ワークショップ ・望ましい環境像の具体化と短期目標について
平成16年5月1～17日	中間のまとめ 公表及び意見募集（5人(団体を含む) 6人）

開催日	審議内容等
平成16年5月18日	第7回環境ワークショップ ・具体的な取組と望ましい環境像の具体化について
平成16年6月15日	第8回環境ワークショップ ・具体的な取組と望ましい環境像の具体化について
平成16年6月15日	第5回庁内検討会 ・中間まとめに対する意見について ・新体系（案）、新規事業について
平成16年7月7日	第6回庁内検討会 ・新体系（案）、新規事業について ・重点的取組について
平成16年7月13日	第9回環境ワークショップ ・具体的な取組と望ましい環境像の具体化について
平成16年8月4日	第10回環境ワークショップ ・望ましい環境像の具体化と計画の進行管理手法について
平成16年8月5日	第18回資源環境審議会 ・中間のまとめに対する意見について ・新体系（案）について ・重点的取組について ・環境ワークショップのまとめについて
平成16年9月16日	第7回庁内検討会 ・計画の目次（案）について ・区民ワークショップの意見・提案（抜粋）について
平成16年12月2日	第8回庁内検討会 ・新計画書の構成について ・環境指標について ・進行管理について
平成16年12月17日	第19回資源環境審議会 ・新計画の素案について
平成17年1月8～24日	見直し素案についてパブリックコメント（6人（団体を含む）、46件）
平成17年1月28日	第9回庁内検討会 ・パブリックコメントについて
平成17年2月14日	第20回資源環境審議会 ・環境基本計画の見直しのあり方について（答申）

4. 東京都板橋区資源環境審議会条例

平成9年6月24日 東京都板橋区条例第30号

改正 平成11年12月1日条例第49号

設置

第1条 資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図るため、区長の付属機関として、東京都板橋区資源環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成11年条例49号〕

所掌事項

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 区が定める資源及び廃棄物並びに環境に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 資源及び廃棄物並びに環境に関する区の主要な施策に関すること。
- (3) 区が行う資源及び廃棄物並びに環境の施策に関する報告事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、資源及び廃棄物並びに環境の施策のために必要と認める事項

一部改正〔平成11年条例49号〕

組織

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域団体等の代表者
- (4) 区民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 区職員

任期

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び副会長

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

招集

第6条 審議会は、会長が招集する。

会議

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

幹事

第8条 審議会の効率的な運営を図るため、幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

部会

第9条 審議会は、特定の事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

関係者の意見の聴取等

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

委任

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

付 則(平成11年12月1日条例第49号抄)

施行期日

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

5. 板橋区環境基本計画における区の施策・事業一覧

5 - 1 健康と安全の確保

短期目標	施策	事業名	担当課所
【38ページ】 固定発生源 対策の推進	自主的な環境配慮等 の促進	事業者のISO14001認証取得支援	商工振興課 環境保全課
		板橋エコアクション（板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定）事業【事業所版】の推進	環境保全課
		環境マネジメントシステム構築・維持マニュアルの作成・配付	環境保全課
		環境講演会等の開催	環境保全課
		環境・公害に関するニュース、リーフレット等の発行	環境保全課
		環境情報交流会の開催	環境保全課
	法律・条例等による 規制・指導	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、東京都環境確保条例などに基づく規制・指導	環境保全課
【44ページ】 自動車公害 対策の推進	低公害車の普及	指定低公害車や自動車利用自粛など幅広い普及啓発	環境保全課
		ホームページによる低公害車の情報提供	環境保全課
		庁有車、清掃車及び区使用車の低公害車化	環境保全課
	自動車適正利用の 推進	アイドリングストップの推進	環境保全課
		環境にやさしい運転など自動車適正利用に関する啓発	環境保全課
	自転車利用の推進	自転車駐車場の整備と放置自転車対策の推進	交通対策課
		自転車道の整備	計画課
	自動車交通量抑制 対策	板橋区冬期自動車交通量対策事業の展開	環境保全課
		TDM（交通需要マネジメント）の検討	環境保全課
		庁有車の使用抑制	環境保全課
	交通渋滞の解消対策	違法駐車防止条例による交通流の円滑化	交通対策課
		東武東上線立体化の推進	市街地整備課
	公共交通網の整備・利用促進	エイトライナー構想の推進	市街地整備課
	道路構造・沿道対策 の推進	局地汚染対策（大和町交差点対策）の実施	環境保全課
		沿道地区計画の推進	市街地整備課
		低騒音舗装の実施	計画課
	主要幹線道路の環境 調査	道路沿道・一般環境の常時環境監視	環境保全課
6主要交差点の環境調査（NOx）		環境保全課	
3交差点のPM2.5調査		環境保全課	
区内全域の窒素酸化物調査		環境保全課	
17ヵ所の自動車騒音調査		環境保全課	

【47ページ】 新たな生活 ルールの確立	良好な暮らし方のマ ナー等の啓発	啓発パンフレットの作成・配布	環境保全課
		騒音計の貸し出し	環境保全課
	ポイ捨て防止の推進 及び路上喫煙対策	エコポリス板橋クリーン条例啓発キャンペーンの 実施	環境保全課
		自主的な清掃活動支援による周辺環境美化の推進	環境保全課
		路上禁煙地区の指定	環境保全課
		巡回パトロールの実施	環境保全課
	地域コミュニティに おける環境保全活動 の活性化	学校を中心としたコミュニティ活動の推進	エコポリスセンタ ー指導室
		エコポリス板橋地区環境行動委員会の取組支援	環境保全課
		リサイクル推進員の活動支援	リサイクル推進課
		優良な環境保全活動に対する表彰	環境保全課
各種相談等による 対応	建築相談等による日照障害、風害等への対応	都市計画課	
	公害苦情及び電波障害相談の対応	環境保全課	
【49ページ】 有害化学物質 の適正管理	有害化学物質の監 視、規制・指導	有害化学物質に関する監視、規制・指導	環境保全課
		土壌汚染に関する規制・指導	環境保全課
	有害化学物質の調査	ベンゼン・トリクロロエチレン等の調査	環境保全課
	有害化学物質の情報 提供・対策支援	事業者のISO14001認証取得支援	商工振興課 環境保全課
		板橋エコアクション(板橋区版環境マネジメントシ ステム登録・認定)事業【事業所版】の推進	環境保全課
		PRTTR制度、土壌汚染対策法の普及啓発	環境保全課
		環境・公害に関するニュース、リーフレット等の発行	環境保全課
		環境白書等による区民・事業者への有害化学物質 の調査結果の公表	環境保全課
		学校の給食器の環境ホルモン対策	学務課
		学校のシックハウス対策	庶務課

5 - 2 自然とアメニティの保全と創造

短期目標	施策	事業名	担当課所
【54ページ】 樹林地、農地の保全	樹林・樹木の保全	樹林地・農地の調査	みどりと公園課
		保存樹林、竹林、樹木の指定	みどりと公園課
		市民緑地の開設	みどりと公園課
	農地の保全	区民農園の拡充	赤塚支所
		苗木供給委託による農地の保全	赤塚支所
【56ページ】 緑のネットワーク化	緑化の推進	公共施設の緑化	営繕課 (施設管理課)
		緑化推進地域の緑化	みどりと公園課
		民間施設緑化協定の締結	みどりと公園課
		緑化活動支援	みどりと公園課
		緑化計画による建築敷地の緑化推進	みどりと公園課
		生垣化の推進	みどりと公園課
		学校の校庭の芝生化	庶務課
		学校などの公共施設へ屋上緑化や「緑のカーテン(壁面緑化)」の推進	庶務課
	公園の継続的な整備	民間施設の屋上緑化の推進	みどりと公園課
		公園整備	みどりと公園課
		ワークショップ方式による区民参加の公園づくり	みどりと公園課
		区民ボランティアによる公園・樹林地の管理	みどりと公園課
		河川、池等の水環境調査	河川、池、地下水、湧水の水質・水量調査
【61ページ】 水環境の保全		河川の魚・水生生物の調査	環境保全課
		流域連携による河川環境改善の推進	石神井川、白子川、新河岸川の流域単位の連絡協議会等への参加
	健全な水循環の回復	透水性舗装工事の推進	計画課
		雨水浸透ますの設置推進	環境保全課
		公共施設における雨水貯留・浸透・利用設備、節水設備の設置	営繕課 (施設管理課) 計画課
		民間施設における雨水貯留・浸透・利用設備、節水設備の設置指導	環境保全課 都市計画課
	自然の水辺の保全と創出	多自然型川づくり(河川の緑化を含む)の具体化	計画課
		荒川の自然の保全と活用	みどりと公園課
		石神井川の河床整備	計画課

【64ページ】 生き物とのふれあいの場の 保全・創造	自然とふれあう機会 の創出	区民農園の拡充	赤塚支所
		親林塾の開催	みどりと公園課
		自然環境データ等の発信	エコリスセンター みどりと公園課
		農業体験農園の推進	赤塚支所
		福祉農園の活用	障害者福祉課
		自然観察会、環境観察会の開催	エコリスセンター みどりと公園課
		みどりのガイドツアーの実施	みどりと公園課
	ビオトープの整備・ 保全・活用	公園ビオトープ、学校ビオトープの整備・保全・ 活用	みどりと公園課 庶務課
	自然環境関連の活動 団体の育成・支援・ 協働	自然環境関連の活動団体・ボランティアの人材育 成・活動の場の提供	エコリスセンター
		自然環境関連の活動団体・ボランティアとの協働 事業実施	環境保全課 みどりと公園課
自然環境実態調査の 実施	緑地・樹木実態調査	みどりと公園課	
	昆虫・野鳥調査	みどりと公園課	
【66ページ】 歴史・文化資 源の保全・活 用、快適空間 の創造	歴史・文化資源の保 全と活用	文化財の登録指定	生涯学習課
		歴史的環境のウォッチング	生涯学習課
		歴史・文化資産の教育への活用	指導室
	良好な景観の保全や 創出	架空線の地中化整備の推進	計画課
		景観マスタープランの策定	都市計画課
		違反広告物の撤去	管理課
		エコポリス板橋環境行動会議の推進（クリーン作 戦、ポイ捨てキャンペーン、シンポジウム）	環境保全課
	環境に配慮したまち づくりの推進	様々なまちづくり手法による環境配慮の実施	都市計画課 市街地整備課 再開発課

5 - 3 地球環境問題の克服

短期目標	施策	事業名	担当課所
【71ページ】 率先行動の 推進	区役所の二酸化炭素 (CO ₂)削減	地球温暖化対策推進実行計画の改定	環境保全課
		区の環境マネジメントシステム(ISO14001)の 推進	環境保全課
		保水性舗装等ヒートアイランド対策の推進	計画課
	公共施設の環境負荷 低減	省エネルギー・省資源リサイクルの推進	施設管理課
		庁有車の使用抑制・合理化	庁有車所有課
		特定フロン等の回収	営繕課 (施設管理課)
		環境配慮型施工方法の採用	営繕課 土木部各課
		建設副産物対策	営繕課 土木部各課
		熱帯材型枠の使用抑制	営繕課 土木部各課
		化学物質の管理徹底と削減	施設管理課
		特別管理産業廃棄物の管理徹底	施設管理課
	各種環境ネットワー クへの参加	グリーン購入ネットワークへの参加	リサイクル推進課
		国際連合大学ゼロエミッションフォーラムへの参加	環境保全課
【73ページ】 国際的な環境 ネットワーク づくり	国際的な環境ネット ワークへの参加	エコポリスセンターへの参加	エコポリスセンター
		ICLEI(国際環境自治体協議会)への参加	環境保全課
	海外の環境自治体と の交流	再生自転車等の海外譲渡	交通対策課 国際交流課
	海外からの研修生の 受け入れ	エコポリスセンターでの短期研修	エコポリスセンター
		区内施設での長期研修	国際交流課
【76ページ】 ライフスタイ ルの変革	地球にやさしい取組 の推進	エコチェックシートによるライフスタイルのチェック	エコポリスセンター
		板橋エコアクション(板橋区版環境マネジメントシ ステム登録・認定)事業【家庭版】の推進	環境保全課
		地球温暖化対策地域推進計画の策定	環境保全課
		地球温暖化対策地域協議会の設置	環境保全課
		地域協議会による温暖化対策モデル事業の実施	環境保全課
	地球環境保全のため のイベント開催	環境月間、3R月間、区民祭り等のパネル展示・各 種イベント	エコポリスセンター
		エコポリスセンターを中心とした講座、企画展示、 セミナーの開催	エコポリスセンター
		板橋環境会議の活動支援	エコポリスセンター
	学校教育や生涯学習 への地球環境保全の 視点の取り入れ	環境リーダー養成講座の開催	エコポリスセンター
		インターンシップ等の受け入れ・指導	エコポリスセンター
	環境関連産業の育 成・支援	板橋区産業融資(活性化資金融資)の活用	商工振興課
板橋製品技術大賞による環境産業の振興		商工振興課	

【79ページ】 地球環境に関するわかりやすい情報提供	環境教育の推進	環境教育ネットワークに提供するソフトの充実、各種講座や体験学習の展開	エコリサーチセンター 指導室
		環境教育推進計画の策定	エコリサーチセンター
		教職員、保育士に対する環境研修	エコリサーチセンター
		インターネット（教育ネットワーク）による区内小中学校とエコポリスセンターとの連携と展開	エコリサーチセンター 指導室
		環境副読本（エコチャレンジ、4年生からのリサイクルなど）の作成・活用	リサイクル推進課 エコリサーチセンター 指導室
		総合的な学習への支援（講師派遣、出前講座）	エコリサーチセンター 指導室
	わかりやすい指標作成・進行管理	環境白書による取組の成果確認と進行管理	環境保全課
		広報紙等による環境情報の提供	環境保全課 エコリサーチセンター
	環境情報の受信・発信	本庁舎ESCO 事業に関する情報発信	契約管財課
		熱帯雨林保護のための企画展示、イベント等の開催	エコリサーチセンター
		他の自治体への情報発信	環境保全課 エコリサーチセンター
	地球環境保全のための取組の紹介	環境調査結果の公表	環境保全課 エコリサーチセンター
		啓発パンフレットの作成	リサイクル推進課 エコリサーチセンター
		板橋区民まつり等の機会に環境イベント開催	リサイクル推進課 エコリサーチセンター
		環境マネジメントシステム構築・維持マニュアルの作成・配布	環境保全課

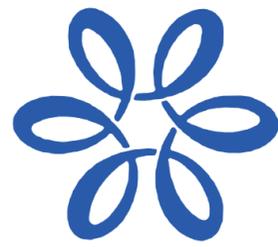
5 - 4 循環型社会の構築

短期目標	施策	事業名	担当課所
【86ページ】 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	ごみの発生抑制	公共事業における産業廃棄物発生抑制のための工法の採用	営繕課 土木部各課
		マイバック持参運動の推進	商工振興課 リサイクル推進課
		家庭ごみの有料化の検討	清掃事業課
		啓発パンフレットの作成・配付	リサイクル推進課
	ごみの減量・リユース	ごみ減量のための出前講座の実施	リサイクル推進課 板橋東・西清掃事務所
		授産事業の中での環境への取り組み	障害者福祉課
		コンポスト容器のあっせん・購入費助成と生ごみ処理機購入助成	リサイクル推進課
		学校から発生する生ゴミのたい肥化	学務課
		落ち葉、剪定枝の活用	みどり公園課
		自転車リサイクルの推進	交通対策課
	資源のリサイクル	集合住宅建設に伴う資源有価物置場設置指導	清掃事業課
		集団回収支援事業	リサイクル推進課
		商店街・オフィス古紙回収事業	リサイクル推進課
		板橋区資源化センターの充実	リサイクル推進課
		板橋区施設資源回収の推進	リサイクル推進課
		ビン、缶、不用用紙の分別回収の推進	リサイクル推進課
		紙パック・廃乾電池・ペットボトル拠点回収の推進	リサイクル推進課
		アルミ缶回収校の支援	リサイクル推進課
		廃プラスチックのリサイクル	リサイクル推進課
	リユース・リサイクル製品の普及	グリーン購入の推進	リサイクル推進課
		フリーマーケット等の支援	エコ・リセンター
		グリーン商品とそれを品揃えする商店に関する情報発信	リサイクル推進課
		板橋区産業融資制度の充実	商工振興課
		ごみ焼却灰溶融スラグの活用	計画課
		ガラス・カレットの利用促進	リサイクル推進課
	ごみの適正処理	高齢者・障害者戸別収集の実施	板橋東・西清掃事務所
		商店街等戸別収集モデル事業の実施	板橋東・西清掃事務所

【88ページ】 消費エネルギーの削減、新エネルギーの普及	省エネルギーの推進	公共施設における省エネルギー型機器の導入	営繕課 (施設管理課)
		板橋エコアクション(板橋区版環境マネジメントシステム登録・認定)事業の推進	環境保全課
		板橋区産業融資の活用	商工振興課
		民間建築物に対する省エネルギー設計採用の指導	環境保全課 建築指導課
	新エネルギーの普及	環境共生住宅の情報提供	住宅課
		公共施設への太陽電池・風力発電の導入	営繕課 (施設管理課)
		民間への太陽電池・太陽熱温水器の普及啓発	環境保全課
		民間建築物に対する新エネルギー設計採用の指導	環境保全課

板橋区環境基本計画(改訂版)

発行日 平成17年3月
編集・発行 板橋区資源環境部環境保全課
〒173-8501
板橋区板橋2-66-1
Tel 03(3579)2596
ホームページ
<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/kankyo/>
印刷 株式会社 大應



未来・創造
ITABASHI 21



石炭含有率100%再生紙を使用しています



Department of Forestry, University of Tsukuba